

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

ただいまの議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（土屋徳幸君） それでは、報第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました補正予算は、平成17年7月26日専決の平成17年度下田市一般会計補正予算（第3号）、平成17年8月12日専決の平成17年度下田市一般会計補正予算（第4号）及び平成17年8月25日専決の平成17年度下田市一般会計補正予算（第5号）の3件でございます。

一括してご説明申し上げます。

最初に、平成17年7月26日専決の専第8号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第3号）でございますが、浅黄色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の理由でございますが、平成17年7月26日の台風第7号災害復旧関連及び清掃センター煙突の耐震調査に伴うその対応に要する補正でございます。

なお、台風第7号の被害等の概要については、去る9月5日に開催いたしました全員協議会にてご説明させていただいたとおりであります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,179万円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要によりまして

ご説明させていただきますので、補正予算の概要の下段右端丸で表示した①ページをお開きください。

まず、歳出でございますが、3款5項4目災害対策事業（7月26日災）11万5,000円の追加補正で、台風第7号による情報収集等、待機者として総務課初め26名、自主避難者受け入れの各施設配置者8名の時間外手当。12款1項1目予備費は828万5,000円の追加で、今後の緊急措置の対応財源とするものであります。4款3項3目焼却場管理事務は、清掃センター煙突の応急補修で金網巻きつけ等450万円の追加補正であります。10款1項8目単独水産施設災害復旧事業（7月26日災）は210万円の補正で、台風第7号により吉佐美漁港航路に土石の崩落があり、そのしゅんせつ100立米等、災害復旧工事の補正であります。この歳出補正に対する財源として、歳入で前年度繰越金を1,500万円補正させていただいたものであります。

続いて、平成17年8月12日専決の専第9号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の理由でございますが、平成17年8月30日公示、同年9月11日執行された第44回衆議院議員選挙に伴う補正であります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きお願いいたします。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,625万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億5,804万3,000円としたものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、補正予算の概要によりましてご説明させていただきますので、補正予算の概要の下段右端②ページをお開きください。

まず、歳出でございますが、2款4項6目衆議院議員選挙事務で1,625万3,000円の追加は、選挙事務従事者手当等、執行経費であります。

一方、歳入は、15款3項1目国庫支出金の総務費委託金で、衆議院議員選挙に委託金として全額国庫より受け入れるものであります。

続いて、平成17年8月25日専決の専第10号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

黄色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の理由でございますが、平成17年8月25日の台風第11号の災害復旧に対応するた

め補正をさせていただいたものであります。

なお、台風第11号の被害等の概要につきましては、去る9月5日に開催いたしました全員協議会にてご説明させていただいたとおりであります。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、第1条の歳入歳出の予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,858万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,663万2,000円としたものであります。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりましてご説明させていただきます。

次に、第2条、地方債の補正であります。2ページをお開きください。

第2表、地方債の追加補正で、公共道路橋梁・河川災害普及事業として借入限度額1,600万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりで借り入れるというものであります。

それでは、歳入歳出補正予算の主な内容につきまして、補正予算の概要の下段右端③ページをお開きください。

まず歳入は、総務課関係で2款1項1目繰越金は900万円の追加であります。

次に、21款5項5目雑収入は140万円の追加で、このたびの台風により市営住宅、学校施設、公民館等社会教育施設、都市公園施設、消防施設等の建物の一部損壊等により、建物共済等の保険金受け入れであります。

次に、22款1項9目災害復旧債は1,600万円の追加で、先ほど起債の補正で触れさせていただきましたが、公共道路橋梁災害で500万円、公共河川災害で1,100万円の合わせて1,600万円の借り入れであります。

次に、建設課関係といたしましては、15款1項3目災害復旧費国庫負担金は3,218万9,000円の追加で、河川災害で2,207万3,000円、道路橋梁災害で1,011万6,000円であります。

続いて④ページ、歳出でございますが、総務課関係では、3款5項4目災害対策事業（8月25日災）78万9,000円の追加は台風対応のための情報収集、自主避難場所受け入れ要員等、非常待機職員時間外手当が主なものであります。

次に、8款1項2目消防団活動推進事業は21万9,000円の追加で、第6分団第1部ポンプ車の修繕として、次の10款4項1目単独消防施設災害復旧事業（8月25日災）は53万5,000円の追加で、第7分団第1部の消防器具置き場の屋根が強風により破損、全面ふきかえを行ったものであります。

続いて、農林水産課関係では、10款1項5目単独農用施設災害普及事業（8月25日災）は14万1,000円の追加で、稲梓地区用水路復旧の臨時雇い賃金が主なものであります。

次に、10款1項7目単独林用施設災害復旧事業（8月25日災）は154万円の追加で、林道ヒノキ沢線、北湯ヶ野線等、林道復旧作業の機械借り上げ、臨時雇い賃金が主なものであります。

次に、10款1項8目単独水産施設災害復旧事業（8月25日災）は20万円の追加で、白浜漁港一色第2護岸災害復旧工事として、護岸工を5メートル行うものであります。

続いて建設課関係では、7款1項1目土木総務事務は280万3,000円の減額で、それぞれ災害復旧費への組み替えによるものであります。

次に、10款2項1目公共河川災害復旧事業（8月25日災）は3,530万2,000円の追加で、準用河川田牛川、大浜川、梓川、横川川、普通河川金原川の河川の災害復旧工事に係る工事請負費、人件費、測量業務委託等が主なものであります。

次に、10款2項2目公共道路橋梁施設災害復旧事業（8月25日災）は1,606万9,000円の追加で、市道板戸落合線等8件の災害復旧工事に係る工事請負費、人件費等が主なものであります。

次に、10款2項4目単独道路橋梁施設災害復旧事業（8月25日災）は251万6,000円の追加で、市道臨港6号線等23件の災害復旧に係る臨時雇い賃金、機械借り上げなどが主なものであります。

次に、10款2項5目単独住宅災害復旧事業（8月25日災）は141万7,000円の追加で、市営丸山住宅、上河内住宅、大沢住宅の一部損壊箇所復旧修繕料が主なものであります。

次に、10款4項1目単独都市公園施設災害復旧事業（8月25日災）は141万8,000円の追加で、敷根公園管理棟屋上防水ラップテープ張りかえを行うものであります。

続いて、教育委員会関係といたしましては、10款3項2目単独学校施設災害復旧事業（8月25日災）は64万6,000円の追加で、稲生沢中学校屋上修繕、朝日小施設修繕であります。

続いて、⑤ページをお願いします。

10款3項4目単独社会教育施設災害復旧事業（8月25日災）は60万円の追加で、中公民館の雨漏り修繕等、施設の修繕料であります。

以上で、専第8号から専第10号までの3件の専決予算につきまして説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 専第8号から専第10号までの当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 9月議会におきまして、この清掃センターの老朽化のことについてお伺いしたいわけですが、図らずも既に今回の専決で煙突の修理費が四百数十万円専決予算をしなきゃならなかったという切迫した事情があったと思うんですが、煙突の専決予算の具体的な内容、さらに、これだけのお金を投ずればもう一応これでもって事態は当分の間、安全な運転等ができるのかどうか、この点についてお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○環境対策課長（鈴木布喜美君） 煙突ですけれども、新しく4月から私は行ったんですけれども、1月頃コンクリートが大きく剥離しまして、これぐらいの固まりが、10センチぐらいの固まりが崩落したというような話を聞いておまして、それ以来様子を見ていたんですけれども、ぱらぱらとコンクリートが落ちてくるようなことがありまして、下に洗車場等がありますもので、気をつけなきゃいけないなというような話の中で、診断をちょっとしてみたら、これは剥離がそのまま進むだろうというようなことがありました。

については、それでは早急にその剥離防止だけでもしなければならぬ。そして、避雷針もすっ飛んでいるというようなことで、それでは金網、亀甲式金網といってカメの甲羅のような1センチ四方の金網を上から25メートル——煙突は大体45メートルありますけれども、25メートル分だけに金網を張りまして、その剥離防止をただけでありまして、一応ぱらぱら落ちてくるものを防いだということでございます。

そして、それじゃその工事をしたからずっともつのかという部分では、根本的な解決ではございません。一応剥離防止ということ、そして診断の結果につきましては、東海地震でもしも震度6以上の地震があると、倒壊のおそれがあるがあるというようなことも診断の結果出ております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 今回のこの専決予算でも明確なように、極めて焼却場、煙突も含む施設の根本的な改修というものが緊急の課題だと。これをこれまでずっと無視してきた執行当局の政治的な怠慢というのは、著しいものがあると私は思うわけでございます。

そういう点で、今回の専決予算という形で緊急にやらざるを得なかったという点で、一刻

も早い根本的な改修を進める必要があると思いますが、これは現在の状態でいくといつ崩落してもおかしくないような状態に、極めて危険な状態にあるというふうに判断していいのかどうか、この点についてお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○環境対策課長（鈴木布喜美君） 亀甲金網を取りつけたことによって、とりあえずコンクリートの剥離は防げたんじゃないかなというふうに思います。

そして、大変な危険性という部分は、一応震度6以上という部分でありますもので、とりあえず来ないことを願っておりますが、大局的に当局と話をしていますのは、今後、焼却場の大改修とかゼロエミッション事業とかありまして、早期にいろいろ対策を今練っているとございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） ご質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○助役（渡辺 優君） それでは、諮第1号の件につきましてご説明をさせていただきます。

本件につきましては、人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めるものでございます。

人権擁護委員法第6条には、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっております。また、第6条第3項には、市町村長は、法務大臣に対しまして、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとなっております。委員は5人おりました、任期は3年でございます。

今回、ご推薦をいたしたい方は、下田市箕作618番地の1、宮川元明さんでございます。年齢は、昭和12年12月14日生まれで、67歳で再任でございます。なお、任期は本年12月31日でございます。

宮川さんは、昭和36年3月に静岡大学教育学部を卒業され、昭和36年4月に静岡県河津町立の河津西中学校に奉職をされました。その後、賀茂郡内の小・中学校を歴任され、平成10年3月に退職をされました。退職後、平成10年4月、下田市箕作の竜巢院住職、平成11年9月より人権擁護委員となられまして、平成13年4月、下田市行政協力員を終えて現在に至っております。

人権擁護委員といたしまして適任者でありますので、重ねてご推薦するものでございます。ぜひともご承認をいただけますようお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎議第56号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○助役（渡辺 優君） それでは、議第56号につきましご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます。地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意をを求めるものでございます。

この地方税法の規定は、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村民税の納税義務者のある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て市町村長が選任するというものでございます。

本市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、慣例によりまして旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3区分に分けて、それぞれの地区より1名ずつ、計3名の方に委員としてお願いをしているところであります。

このうち、現在白浜地区と浜崎地区より選任をされております鈴木治夫委員がこの9月28日で任期満了となりますので、再任をお願いするというものでございます。

今回、再任の同意をお願いする鈴木治夫さんは、昭和13年11月3日生まれの現在66歳で、住所は下田市柿崎27番13号でございます。

鈴木さんは、元静岡県の職員でございまして、平成11年3月に伊豆農林事務所技監兼土地改良課長を最後に退職されまして、その後、平成14年9月下田市固定資産評価審査委員会委員に選任され、現在に至っているものでございます。

以上のとおり、固定資産評価審査委員会委員といたしまして適任者でございまして、ぜひとも皆様のご同意がいただけますよう、よろしく審議をお願い申し上げる次第でございます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第57号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第57号 市道の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第57号 市道の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案案件名簿の16ページと条例改正関係等説明資料の1ページをあわせてご覧願います。

議第57号 市道の認定について。

下記の路線を市道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

提案理由は、国道から入田海岸までの市道が狭隘なため、通行の利便性を図る公益的見地から市道認定するものでございます。

路線名は入田3号線。起点は下田市吉佐美263番1地先、終点は下田市吉佐美348番40地先でございます。

新たに市道認定を予定する区間は、赤く塗られた国道136号の下田自動車工業から市道入田2号線に接続している約130メートル区間で、現在は私道路であります。

市道でもある入田1号線、入田2号線は狭隘で車両のすれ違いも困難であることから、常日頃より入田海岸まで多数の者が通行する道路として、数十年前から利用されております。そのため、私道路を市道認定することについて検討を行い、緊急車両の通行や夏季の海岸への利用状況からも公益性が高いと判断し、市道認定予定地土地所有者との話し合いを行ってまいりました。その結果、静岡県を初め関係者8名全員の寄附でのご理解と内諾が得られましたので、今回、市道認定をお願いするものでございます。

以上、雑駁ですが、議第57号 市道の認定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番。

○4番（土屋雄二君） 質問させていただきます。

今回の市道認定について、これは下田市市有道路の市道線認定要項というのに従って行われたものだと思います。第3条の特例というので、特に市長が公共的、または公益的見地から市道として路線認定することが適当であると思われるものについて、これを市道として路線認定するということだと思いますが、これで間違いないですか。

〔「間違いないです」と呼ぶ者あり〕

○4番（土屋雄二君） はい。

それでは、続いて質問させていただきます。

この市道認定に当たりましては、一般的には認定要件というのがありまして、申請主義で行われるわけですが、今回は特例ということで行われるわけですが、今後この道路が多くの人の利便性をよくするために、極力認定要件を備えていかなければならないと思うものがありますが、所有権移転は寄附行為で行われるということで、法務局の公図と違いまして、市の方の公図ですからまだ分筆登記もできていないようで、これは何筆あって、面積がどれくらいで、幅員等、側溝もない部分がありますが、この辺はどのように対処していくか質問いたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 認定の方の手続の手順となるようなことだと思いますけれども、今回、道路法第8条の方で市道の認定を行うと。その後、区域の決定、それから供用の開始といたしますのは道路法第18条になるかと思うんですけれども、これにつきましては、今後道路の幅員だとか、あるいは延長を確定しまして、あと今おっしゃいましたように、公図等のものがありますから、その辺の用地の境界立ち合い、その辺を全部行いまして、要するに直接といいますか、寄附をしてもらう面積、最終的には所有権移転も伴いますものですから、今議会の9月補正の中で、一応市道認定に伴います用地測量の方を計上させていただいておりますので、それで今後やっていきたいと。

市でも認定としまして、もうこの9月に行いまして、あと用地測量等の立ち合いですね、一応10月頃。それと、区域の決定の告示11月頃、それから供用開始の告示を1月から12月頃に行っていきたいというふうに思っております。

それとあと側溝等のことがあるんですけれども、ここについては全路線が側溝が整備されてはおりませんので、その寄附の中の所有者との中では、一応側溝も整備してくださいよというようなご意見も出ております。これにつきましては、現場の方とまた再度確認しまして、できることから少しずつでもできればというふうに思っております。

この認定と一緒に、ちょっと予算的な問題もありますからすべて今年中にできるとは思いませんけれども、少しずつでもまた要望に沿ってやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 4番。

○4番（土屋雄二君） 今、僕たちの世代で、不動産登記法が大きく改正されまして、もう法的には4月から施行されておるわけですが、実施は来年からになるんですけれども、分筆登記は分筆する部分だけを今まで確定されればよかったんですけれども、来年度からは全筆確定ということになりますので、財政豊かでないとき、経費が余計かかりますので、なるべく今年中に分筆登記ができるように努力してください。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） ここの道路の起点、国道側のところは狭隘で、車の行き違いができないような狭さなんですけれども、市道認定に伴って、この起点部分の拡幅等の考えがありますか、お尋ねします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 起点部分は一応この下田工業さんと、それから隣の方との道路、セットバックが多少ありますから、その分を含めて今回了解も得られておりますので……。

[発言する者あり]

○建設課長（宮本邦夫君） セットバックの分、家が今かかっていますよね。その分だけぐらいだと思うんですけれども、完全なマイクロバスとか普通車とか、それがちょっとはできないかと思えますけれども、なるべく広く寄附していただくように交渉はさせていただいています。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

11番。

○11番（梅田福男君） この起点から入ったところに河井産業さんという、名前を言って失礼ですけれども、大きな屋敷があります。その奥に村上さんという別荘のお家があります。この2軒が私どもの通行を今まで大変妨害していたわけです。妨害と言っては失礼ですけれども、私の屋敷だ、勝手に通っちゃいけないというようなことがあったんですけれども、この2軒に対しては、今回は趣旨了解していただいたのかどうか、趣旨に対してですね。この問題は、私は今までで一番問題だと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 河井産業さん、それから村上さんですか、一応兩名とも今回の認定につきまして、寄附についての承諾は得られました。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第57号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

◎議第58号～議第69号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第58号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議第60号 下田市営蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第61号 下田市営温水シャワー施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第62号 下田市足湯施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第63号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第64号 下田市農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第65号 下田市寝姿山自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第66号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第67号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第68号 下田市高齢者生きがいプラザ条例の全部を改正する条例の制定について、議第69号 下田市農林水産物処理加工施設条例の全部を改正する条例の制定について、以上、12件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（土屋徳幸君） それでは、議第58号から議第69号までの指定管理者制度導入に係る各条例改正の説明の前に、このたびの改正の経緯等、共通項目についてご説明させていただきます。

なお、指定管理者制度については、昨年の下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の審議の際に説明されておりますので、今回は省略させていただきます。

今回の条例改正は、この手續条例とあわせ既に管理委託制度を導入している施設は、このたびの改正地方自治法の施行日の平成15年9月2日から3年以内に指定管理者制度、または直営への移行、もしくは廃止等によるその管理形態を決めることとなっておりますので、その改正をこのたび行うものであります。

当市の公の施設のうち、既に管理委託制度を導入している施設は、お手元に今朝ほど配付させていただきました資料にありますとおり13施設で、この13施設の対応について検討がなされたところであります。

この検討に当たっては、手続条例の際にもご説明したとおり、下田市公共施設利用推進協議会に諮問させていただき、その方向性を検討していただきました。計10回の慎重審議の結果、平成17年7月13日、資料左欄のとおり、それぞれの答申をいただいたところであります。

内容は、下田市板戸海水プールが廃止、下田市営温水シャワー施設、下田市営蓮台寺パーク、下田市都市公園の無料施設、下田市寝姿山自然公園、下田市立基幹集落センター、下田市自然休養林爪木崎自然公園が直営、下田市民スポーツセンター、下田市足湯施設、下田市民文化会館、下田市高齢者生きがいプラザ、下田市都市公園有料施設、下田市農林水産物処理加工施設、下田市農村体験宿泊施設が指定管理者制度の導入というものであります。

この答申を踏まえ、最終的に政策会議等で検討し、今後の管理形態として決定したものが資料右欄のとおりで、ほぼ答申どおりであります。

いずれにせよ、今回の条例改正は、地方自治法の改正に基づく指定管理者制度の導入に関する改正であり、先ほども申し上げたとおり、既に管理委託制度を導入している施設の指定管理者制度、または直営への移行を規定するもので、指定管理者制度の具体的運用を定めるものではありません。今後の具体的運用は、手続条例にのっとり進められることとなります。

次に、各条例の共通改正条項は、新たな指定管理者制度導入による指定管理者の規定、利用料金の規定、指定管理者が行う業務の範囲規定、指定管理者が行う管理の基準の規定等があります。

なお、附則として、施行期日、準備行為、経過措置を規定してございますが、このうち蓮台寺パークの施行期日は、他の施設の平成18年4月1日と異なり平成18年9月1日としてありますのは、統合高校の動向が不確定なため、導入期限までの間は当面現状で管理し、施行後は直営として今後の状況の変化に対応できるように配慮したものであります。

以上で、このたびの指定管理者制度導入に係る関連条例の全体的改正経過等についてご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） それでは、議第58号 下田市民文化会館条例の一部を改正す

る条例の制定についてでございます。

下田市民文化会館条例（昭和63年下田市条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとするものでございます。

提案理由は、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正及び条文の整備を行うためでございます。

改正内容をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議第58号説明資料2ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後になっており、アンダーラインが改正する場所になっております。

第3条「削除」を次のように改める。

第3条（開館時間等）

文化会館の開館時間及び休館日は、委員会規則で定めるに改めるものでございます。

第4条第2項中、「文化会館の」を「委員会は、文化会館の」に改める。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第6条（使用料）中、「納付」を「納入」に改め、同条ただし書きを次のように改める。ただし、市長が特に必要と認めるとき、又は附属設備及び備品に係るものについては、この限りでないに改めるものでございます。

第7条を次のように改める。

第7条（使用料の減免）中、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

第1号、市若しくは南伊豆町が使用するとき、又は市立若しくは南伊豆町立の保育所、幼稚園若しくは小中学校の主催で、園児、児童、生徒の教育目的のために教員の直接指導により使用するとき。全額免除。

第2号、国の機関、地方公共団体若しくは公立小中学校、公立高等学校又は公共的団体が市又は南伊豆町と共に使用するとき。5割の減額。

第3号、市内若しくは南伊豆町内の国の機関、地方公共団体若しくは公立小中学校、公立高等学校又は公共的団体が自ら使用する場合で、その目的が公益及び教育のために使用するとき。3割の減額。

第4号、前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。5割の減額。

次に、第11条（使用許可の取消し等）

第11条 第1項中「使用者が」を「委員会は、使用者が」に改め、「一に」を「いずれかに」、同項第1号中「規則」を「委員会規則」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「委員会は、」を「、市は」に改めるものがございます。

次に、第15条を削り、第14条を第15条とする。

第13条に次のただし書きを加え、同条を第14条とする。ただし、委員会が賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りではないを加えるものです。

第12条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

第12条（入館の拒絶または退館）

委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができるというものでございます。

第1号は、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、動物の類を携行する者。

第2号は、前号に掲げる者のほか、管理上必要な指示に従わない者を加えるものがございます。

次に、第16条を第20条とし、同条の前に次の4条を加える。

第16条（指定管理者）

委員会は、文化会館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に文化会館の管理を行わせることができるとし、第2項は、前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、第4条第1項の適用については、この規定中「教育委員会（以下「委員会」という。）とあるのは、「指定管理者」と、同条第2項、第5条及び第10条から第14条の規定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とするものがございます。

次に、第17条（利用料金）も追加するものがございます。

第6条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により、指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合においては、文化会館の利用者は、利用料金を納めなければならない。

第2項、市長は、文化会館の利用料金を当該施設の指定管理者の収入として収受させることができる。

第3項、利用料金の額については、第6条に規定する額を超えない範囲で、あらかじめ市

長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

第4項、利用料金の減免及び還付については、第7条及び第8条の規定に準じ、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

第18条（指定管理者が行う業務の範囲）は、第16条第1項の規定により、指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

第1号、使用の許可に関する業務。

第2号、文化会館の維持管理に関する業務。

第3号、利用料金の徴収に関する業務。

第4号、文化振興に関する業務。

第5号、前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務。

第19条（指定管理者が行う管理の基準）も追加でございます。

指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく委員会規則の定めるところに従い、適正に文化会館の管理を行わなければならないとするものでございます。

別表（第6条関係）は、ホール等使用料中、附属設備及び備品の基本使用料（単位円）の「規則」を「委員会規則」に改めるものでございます。

次に、申しわけありませんが、附則でございますが、最初に戻っていただきまして20ページをご覧ください。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第2項、指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年下田市条例第23号）の規定に基づき行うことができる。

（経過措置）

第3項、この条例の施行の際、現に改正前の下田市民文化会館条例の規定によりされた許可、申請その他の行為（この条例の日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の下田市民文化会館条例の規定によりされた許可、申請その他の行為とみなす。

第4項、この条例の施行日前における使用許可に係る使用料は、改正後の下田市民文化会館条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとさせていただきます。

以上、雑駁でございますが、議第58号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） 続きまして、観光商工課関係4本をお願いいたします。

まず、59号ですが、議案の21ページをお願いいたします。

議第59号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由は、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正及び条文の整備を行うためであります。

説明資料により説明したいと思います。説明資料の8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

第1条から第3条までは、すべての文の改正です。

第1条につきましては、（趣旨）第1条、この条例は、市民の健康の増進と体育の向上及びレクリエーションの振興を図るため設置する下田市市民スポーツセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとするに改正します。

第2条につきましては、（名称及び位置）第2条、センターの名称及び位置は次のとおりとする。名称、下田市民スポーツセンター、位置、下田市敷根761番地に改正します。

第3条につきましては、（開館時間等）第3条、センターの開館時間及び休館日は、規定で定めるとします。

第4条につきましては、第4条第1項中「下田市民スポーツセンター（以下「センター」という。）」を「センター」に改めます。

第5条につきましては、第5条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改めます。

第6条につきましては、第6条第1項第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、第4号を第5号とし、第4号に市が災害対策のために使用することとなったときを加えます。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

第7条を第8条とし、7条は新しく加えます。

加える文は、（入館の拒絶又は退館）第7条、市長は入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

第1号、他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、動物の類を携行する者。

第2号、前号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従わない者を第7条とします。

次に、第8条第2項第1号中「下田市、南伊豆町、若しくはセンターの管理の委託を受けた財団法人下田市振興公社が使用するとき」を「市若しくは南伊豆町が使用するときに改め」、第2号中「下田市」を「市」に改め、第4号中「前各号に定める」を「前3号に掲げる」に改め、第9条とします。

次に、15条を削り、第14条を15条とし、第9条から13条までを1条ずつ繰り下げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第16条を第21条とし、新たに第16条から第20条を加えます。

（指定管理者）

第16条、市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

第2項、前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、第4条から第7条及び第12条から第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

次、（利用料金）

第17条、第8条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、センターの利用者は利用料金を納めなければならない。

第2項、市長は、センターの利用料金を当該施設の指定管理者の収入として収受させることができる。

第3項、利用料金の額については、第8条に規定する額を超えない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

第4項、利用料金の減免及び還付については、第9条及び第10条の規定に準じ、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

次に、（指定管理者が行う業務の範囲）

第18条、第16条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とする。

第1号、使用の許可に関する業務。

第2号、センターの維持管理に関する業務。

第3号、利用料金の徴収に関する業務。

第4号、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務。

次、19条は（指定管理者が行う業務の例外）

第19条、指定管理者は、第6条第1項第4号の規定により市が緊急にセンターを使用することとなったときは、市長の指示に従わなければならない。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

（指定管理者が行う業務の基準）

第20条、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

次に、別表中「別表（第7条関係）」を「別表（第8条関係）」に改めます。

次に、附則ですが、議案の方の24ページに戻っていただいて、附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

第2項、指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、その条例の施行の日前においても、下田市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例の規則に基づき行うことができる。

（経過措置）

第3項、この条例の施行の際、現に改正前の下田市民スポーツセンター条例の規定によりされた許可、申請その他の行為（この条例の施行日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の下田市民スポーツセンター条例の規定により許可、申請その他の行為とみなす。

第4項、この条例の施行の日前における使用許可に係る使用料は、改正後の下田市民スポーツセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上で、市民スポーツセンター関係の説明を終わらせていただきます。

次に、議案の25ページをお願いいたします。

議第60号 下田市営蓮台寺パーク施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由としましては、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所定の改正及び条文の整備を行うためであります。

説明資料の16ページ、17ページをお願いいたします。

第7条中、「一に」を「いずれかに」に改め、第3号を加えます。

第3号、前2号に掲げるもののほか、特に必要と認めるときを加えます。

次に、第8条を全文改正します。

(使用の制限)

第8条、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、パークの使用を許可しない。

第1号、公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。

第2号、パークの施設を損傷するおそれがあると認めるとき。

第3号、前2号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるとき。

次に、第9条第3項を次のように改めます。

第3項、設置者が前項の義務を履行せず、市長がかかわって行った場合においては、設置者はその費用を負担しなければならない。

次に、第11条を削り、第12条を第11条とします。

次に、附則ですが、議案の26ページの方に戻っていただきまして、附則。

この条例は、平成18年9月1日から施行する。これは先ほど説明をされたとおりでございます。

以上で、蓮台寺パーク関係の説明を終わります。

続いて、議案の27ページをお願いいたします。

議第61号 下田市営温水シャワー施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由は、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正及び条文の整備を行うためであります。

説明資料の18ページ、19ページをお願いいたします。

第7条中「一に」を「いずれか」に改め、第3号を削り、第4号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、第3号とします。

第9条に次のただし書きを加えます。

ただし、市長が賠償させることが適当でないとするときはこの限りでない。

次に、第11条を削り、第12条を第11条とします。

次に、附則ですが、議案の28ページに戻っていただきまして、附則。

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行するとします。

以上で、下田市営温水シャワー関係の説明を終わります。

続いて、議案の29ページをお願いいたします。

議第62号 下田市足湯施設条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由は、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正及び条文の整備を行うためであります。

説明資料の20ページ、21ページをご覧ください。

まず、第4条第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、第4号とします。

第6条に次のただし書きを加えます。

ただし、市長が賠償させることが適当でないとするときは、この限りでない。

次に、第8条を第10条とし、第7条を削り、第6条の次に次の3条を加えます。

(指定管理者)

第7条、市長は、足湯の管理運営上必要とするときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に足湯の管理を行わせることができる。

第2項、前項の規定により指定管理者に足湯の管理を行わせる場合においては、第3条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条、前条の規定により指定管理者に足湯の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

第1号、足湯の維持管理に関する業務。

第2号、前号に掲げるもののほか、市長が必要とする業務。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条、指定管理者は、この条例の定めるところに従い、適正に足湯の管理をしなければ

ならない。

次に、附則ですが、また議案の30ページに戻っていただきまして、附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の事項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2項、指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行日前においても、下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき行うことができる。

以上で、足湯施設の関係の説明を終わります。

観光商工課の4本は以上でございます。

○議長(森 温繁君) 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時 9分再開

○議長(森 温繁君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、当局の説明を求めます。

番外。

○農林水産課長(金崎洋一君) それでは、農林水産課関係の条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案第63号から第66号となります。よろしくお願ひいたします。

それでは最初に、議第63号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。

大変申しわけないんですが、条例改正関係等説明資料の22、23ページをお開きください。

改正前が左側22ページに、改正後が23ページに記載されております。このうちのアンダーラインを付された部分が今回の改正箇所でございます。

第3条(開館時間等)としまして、センターの開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

第3条、第4条をそれぞれ第4条、第5条に繰り下げます。

第5条を第6条（使用の制限）とし、「次の各号の一に」を「市長は、次の各号のいずれかに」に、第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか」に改めます。

第6条（使用料）を第7条に、第7条（使用の免除）を第8条とし、「一に」を「いずれに」改めます。

また、第2号中「その他市長が」を「前号に掲げるもののほか、」に改め、第8条（使用料の不還付）の規定でございますが、これを第9条とし、規定中「一に」を「いずれかに」改め、第9条（使用权の譲渡等の禁止）でございますが、これを第10条とし、第10条（特別設備等の禁止）を第11条に、第11条の（使用許可の取消し等）を第12条とし、規定中「一に」を「いずれかに」、「取消し」を「取り消し」にそれぞれ改め、第1項第3号「その他管理上支障があるとき」を「前2号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき」とし、第12条の次に第13条（入館の拒絶又は退館）として、市長は入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

第1号としまして、他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をし、若しくははこれらに該当する物品、動物の類を携行する者。

第2号としまして、前号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従わない者を加えます。

第12条を第14条とし、第2項中「場合」を「場合は」に改め、第13条（損害賠償の義務）を第15条とし「センター」を「、センター」に改め、条文末尾に、「ただし、市長が賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない」を追加し、第14条（過料）の規定でございますが、これを第16条とし、第15条（管理の委託）を削除し、第16条（委任）としまして、これを第17条とするものでございます。

本文に戻っていただきまして、議案の33ページとなります。

附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上で、集落センターの改正案について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第64号の下田市農林体験宿泊施設条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の26ページと27ページをお開き願いたいと思います。

第1条（趣旨）及び第2条（名称及び位置）の規定中「農村体験宿泊施設」とあるのを

「下田市農村体験宿泊施設」にそれぞれ改めを第3条を削除して、新たに第3条に（開館時間等）を設けて、「あずさ山の家（以下「山の家」という。）」の開館時間及び休業日は規則で定めることとしました。

第4条（使用の許可）の規定でございますが、「あずさ山の家（以下「山の家」という。）」を「山の家」に改め、第5条（使用許可の制限）中「一に」を「いずれかに」改め、第4号中「その他市長が使用を」を「前3号に掲げるもののほか、その使用が」に改め、第11条として（使用許可の取消し等）でございますが、この第1項中「一に」を「いずれかに」改め、同項第4号「災害その他やむを得ない理由により、使用させることができないとき。」をまた「前3号に掲げもののほか、特に必要と認めるとき。」に改め、第2項中「市長」を「市」に改め、第11条の次に第12条（入館の拒絶又は退館）の規定でございますが、市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときには、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

第1号としまして、他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をし、若しくはこれに該当する物品、動物の類を携行するもの。

第2号としまして、前号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従わない者を加えます。

第12条（原状回復の義務）、第13条（損害賠償）、第14条（過料）をそれぞれ第13条、第14条、第15条とし、第15条の（管理委託）を削除いたします。

第15条の次に第16条（指定管理者）として、市長は、山の家管理運営上必要と認めるときは地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に山の家管理を行わせることができる。

第2項としまして、前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、第4条及び第5条並びに第10条から第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第17条（利用料金）の規定ですが、第6条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により、指定管理者に山の家管理を行わせる場合においては、山の家使用者は、利用料金を納めなければならない。

第2項、市長は、山の家利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第3項として、利用料金の額は、第6条に規定する額を超えない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

第4項として、利用料金の減額及び還付については、第7条及び第8条の規定に準じ、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

第18条（指定管理者が行う業務の範囲）でございますが、これの規定として、第16条第1項の規定により指定管理者に山の家の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

第1号として、使用の許可に関する業務。

第2号として、山の家の維持管理に関する業務。

第3号として、利用料金の徴収に関する業務。

第4号として、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務とします。

第19条（指定管理者が行う管理の基準）として、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に山の家の管理を行わなければならないの4条を追加するものでございます。

本文に戻っていただきたいと思えます。議案の第36ページとなります。

附則でございますが、施行期日につきましては、平成18年4月1日から施行するものでございますが、次の項目については、公布の日から施行するものでございます。

第2項としまして、（準備行為）の規定をしております。指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき行うことができるとするものです。

第3項（経過措置）としまして、この条例の施行の際、現に改正前の下田市農林体験宿泊施設条例の規定によりされた許可、申請その他の行為、条例施行日以降の使用にかかわるものに限りましては、改正後の下田市農村体験宿泊施設条例の規定によりなされた許可、申請その他の行為とみなされます。

第4項としまして、条例の施行の日前にされた使用の許可にかかわる使用料は、改正後の下田市農村体験宿泊施設条例の規定にかかわらず、なお従前によるものとするものでございます。

以上で、農村体験宿泊施設の改正案を終わります。

続きまして、議第65号になります。

下田市寝姿山自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制

度となったことに伴う所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の32ページと33ページをお開き願いたいと思います。

第1条（趣旨）の規定の中で、「都市近郊林」を「下田市寝姿山自然公園（以下、「自然公園」という。）」に改め、第2条（位置）を第2条（名称及び位置）とし、自然公園の名称及び位置は次のとおりとする。名称、下田市寝姿山自然公園、位置、下田市柿崎字三笠山1279番地の1とし、第3条（順守事項）中「下田市寝姿山自然公園（以下、「自然公園」という。）」を削除し、「次の」を「、次の」に改め、第5条（使用の許可の制限）の規定でございますが、規定中「一に」を「いずれかに」改め、第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、第6条として（公園の区域の変更）中「第8条の規定による委員会の意見を聞き」を「下田市附属機関設置条例第1条に規定する下田市公共施設利用推進協議会の意見を聞き」に改め、第7条（損害賠償）の規定ですが、この「故意」を「、故意」と改め、条文末尾に「ただし、市長が賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない」を追加し、第8条（管理運営の委託）を削除し、第9条を第8条とするものでございます。

本文に戻っていただきまして、議案の38ページとなります。

附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第66号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の36ページ、37ページをお開きいただきたいと思います。

第1条（趣旨）中「市民」を「、市民」に、「保健休養林」を「下田市保健休養林爪木崎自然公園（以下「爪木崎公園」という。）」に「並びに」を「及び」にそれぞれ改め、第2条（設置）を第2条（名称及び位置）とし、爪木崎自然公園の名称及び位置は次のとおりとする。名称、下田市保健休養林爪木崎自然公園、位置、下田市須崎字池ノ段1235番地1、同じく1236番地1、同じく1237番地1、同じく1237番地3とし、第2項を設置区域のうち下田市以外のものが管理する区域については、除くものとするとし、第3条（順守事項）の規定ですが、この中で「下田市保健休養林爪木崎自然公園（以下爪木崎公園という。）の」を削除し、「爪木崎公園」を「爪木崎自然公園」に改め、第2号中「、土石、落葉等」を「、又は土石若しくは落葉等」に、第4号中「、及び」を「、又は」に、第6号中「車馬」を

「車」に、第9号「その他管理人及び係員の指示に従うこと。」を「前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。」にそれぞれ改め、第4条中、（使用許可）「爪木崎公園」を「爪木崎自然公園」に改め、第5条（使用許可の制限）中、「次の各号」を「市長は、次の各号」に改め、第4号中「その他爪木崎公園」を「前3号に掲げるもののほか、爪木崎自然公園」に改め、第6条（使用許可の取消し）中「又は」を「、又は」に、「取消す」を「取り消す」にそれぞれ改め、第10条（使用料の免除）の関係ですが、この規定中、第1号、「市又は爪木崎公園の管理の委託を受けた財団法人下田市振興公社が使用するとき。」を「市が使用するとき。」に、第2号として、「その他市長が適当と認めるとき」を「前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。」にそれぞれ改め、第12条（損害賠償）の件ですが、第1項中「故意」を「、故意」に、「爪木崎公園」を「爪木崎自然公園」にそれぞれ改め、第1項末尾に、ただし、市長が賠償させることが適当でないとき、この限りでないを加えます。

第14条（管理の委託）を削除し、第15条（委任）を第14条に改めるものでございます。

本文に戻っていただきまして、議案の41ページとなります。

附則でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議いただきたいと思います。

お願いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） それでは、建設課関係、都市公園条例の改正につきましてご説明申し上げます。

議案案件名簿の42ページをお開き願います。

議第67号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正及び条文の整備を行うためでございます。

それでは、条例の改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきますので、資料の40ページ、41ページをお開きください。

偶数ページが改正前、奇数ページが改正後、アンダーラインを引いてある部分が改正する箇所でございます。

まず、第2条第11号中「前各号のほか」を「前各号に掲げるもののほか、」に改めるにつ

きましては、条文整備を行うためであります。

第3条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改めるにつきましては、条文整備を行うためでございます。

第4条の3第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改め、同条の次に次の1条を加えるにつきましては、第2項及び第2項第3号の条文整備を行い、第4条の3の次に有料公園施設の供用時間等を明文化するため、1条を加えるものでございます。

(有料公園施設の供用時間等) 第4条の4、有料公園施設の供用時間及び供用日については、規則で定めるにつきましては、今まで規則で定めてありましたが、今回条例の中で規則で定めると明文化するものでございます。

説明資料の42、43ページをお開きください。

第5条及び第6条を次のように改めるにつきましては、全文を改正するものでございます。

第5条につきましては、条文の体裁を整えるため、第1項から第3項を第1項第1号から第3号に改め、第1項中の第1号から第9号を第1項、第1号アからケに改め、第2項中の第1号から第5号を第1項第2号アからオに改め、第3項中の第1号から第3号を第1項第3号アからウに改めるものが主な内容であります。第5条中「法第5条第2項」を「法第5条第1項」に改めるものは、都市公園法の一部改正に伴い改めるものであり、第1項第9号中、「その他市長の指示する事項」を第1項第1号ケ、「アからク」に掲げるもののほか、市長の指示する「事項」に改め、第2項第5号中、「その他市長の指示する事項」を第1項第2号、「アからエに掲げるもののほか、市長の指示する事項」に改め、第3項第3号中、「その他市長の指示する事項」を第1項第3号ウ、「ア及びイに掲げるもののほか、市長の指示する事項」に改めるものにつきましては、条文整備を行うためでございます。

第6条につきましては、都市公園法により条例で定める申請書の記載事項を定めたことであり、第1項を法第6条第2項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする改め、同項第5号中、「その他市長の指示する事項」を「前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項」と改めるにつきましては、条文整備を行うためでございます。

第12条中、「一に」を「いずれかに」に改めるにつきましては、条文整備のためでございます。

説明資料の44、45ページをお開きください。

第12条の2から次のページの第12条の6までは、都市公園法の一部改正に伴い、第12条の

次に5条加えるものでございます。

都市公園法の一部改正は、都市公園内において放置自動車等の工作物、または物件が放置され、公園利用者の利用を阻害するなど、公園管理上、支障を来しているため、公園管理者が徐却した工作物、または物件の保管、告示、売却、廃棄等の手続の整備を行い、放置された工作物、または物件の徐却を円滑に進めるものでございます。

(工作物を保管した場合の公示事項)

第12条の2、法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

第1号、保管した工作物その他物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量。

第2号、保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を徐却した日時。

第3号、その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所。

第4号、前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項。

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第12条の3、法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

第1号、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

第2号、特に貴重と認められる工作物等については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者、その他当該工作物等について権原を有する者（第12条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報又は新聞紙に掲載すること。

第2項、市長は、前項の規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備えつけ、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第12条の4、法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、消耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第12条の5、法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第2項、市長は、前項本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までにその工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

第3項、市長は、第1項の本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名し、かつ、これらの者に当該工作物等の名称又は形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

第4項、市長は、第1項ただし書きの規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

説明資料の46ページ、47ページをお開きください。

(工作物等を返還する場合の手続)

第12条の6、市長は、保管した工作物等（法第27条第2項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第13条につきましては、第13条中「一に」を「いずれかに」に改めるにつきましては、条文整備を行うものでありまして、第1号中「法第5条第2項」を「法第5条第1項」に改め、第4号中「法第11条第1項」を「法第27条第1項」に改めるは、都市公園法の一部改正により条文整備を行うものでございます。

第15条中「法第23条第3項」を「法第33条第4項」に改めるは、都市公園法の一部改正により条文整備を行うためでございます。

16条につきましては、指定管理者制度の導入に伴う全文改正でございます。

(指定管理者)

第16条、市長は、敷根公園の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律

第67号) 第244条の2 第3項に規定する指定管理者(以下、「指定管理者」という)に敷根公園の管理を行わせることができる。

第2項、前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、第3条及び第4条の3の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第3項、第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第12条第1項(この条例の規定によってした許可の取り消し、効力の停止、又は条件の変更に係る部分に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。ただし、法第5条及び法第6条の規定による許可に係るものについては、この限りではない。

説明資料の48、49ページをお開きください。

第16条の2から第16条の4までは、指定管理者制度の導入により、利用料金、指定管理者が行う業務の範囲、指定管理者が行う管理の基準を定め、第16条の第5号次に3条を加えるものでございます。

(利用料金)

第16条の2、第8条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により、指定管理者に敷根公園の管理を行わせる場合においては、敷根公園の利用者は、利用料金を納めねばならない。ただし、法第5条及び法第6条の規定による許可に係るものについては、この限りではない。

第2項、市長は敷根公園の利用料金を当該施設の指定管理者の収入として収受させることができる。

第3項、利用料金の額については、第8条に規定する額を超えない範囲であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

第4項、利用料金の減免又は還付については、第9条の規定に準じ、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条の3、第16条第1項の規定により、指定管理者に敷根公園の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とする。

第1号、第3条及び第4条の3に規定する使用許可に関する業務。

第2号、敷根公園の維持管理に関する業務。

第3号、利用料金の徴収に関する業務。

第4号、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条の4、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に敷根公園の管理を行わなければならない。

第18条中「一に」を「いずれかに」改めるにつきましては、条文整備でございます。

別表第1、名称の欄中「名称」を「都市公園名」に改め、種類の欄中「種類」を「有料公園施設名」に改めるものは、現在の表現ですと、敷根公園全体が有料公園施設を勘違いされることがあるために、都市公園名、欄、有料公園施設、欄と条文整備を行ったものでございます。

議案案件名簿の46ページにお戻りください。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2項、指定管理者の指定及びこれに関して必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき行うことができる。

(経過措置)

第3項、この条例の施行の際、現に改正前の下田市都市公園条例の規定によりされた許可、申請、その他の行為は改正後、下田市都市公園条例の規定によりされた許可、申請、その他の行為とみなす。

第4項、この条例の施行の日前における使用許可に係る使用料は、改正後の下田市都市公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上、雑駁ですが、議第67号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） それでは、続きまして議第68号 下田市高齢者生きがいプラザ条例の全部を改正する条例の制定についてご説明申し上げ、ご理解賜りたいと存じます。

まず、この条例改正を一部改正の方式、あるいは廃止して新たな条例制定という方法ではなく全文改正とした理由につきましては、今回の条例改正は、条項の新設、あるいは移動、

その他の改正事項が広範囲で、一部改正の方式では改正文が複雑でわかりにくくなる一方、現行条例の継続性を協調する必要もあるため全文改正の方式を採用させていただいたものでございます。

それでは、議案案件名簿の48ページでございます。

議第68号 下田市高齢者生きがいプラザ条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございまして、提案理由は、平成15年6月6日に成立しました法律第81号、地方自治法の一部を改正する法律によりまして、公の施設が管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正及び条文整備を行うためでございます。

改正の内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

説明資料の50ページから59ページにかけまして、改正前、改正後の新旧対照表を掲載してございますので、お手数ですがお開き願います。

50ページ、51ページ、説明資料の左が改正前、右が改正後でございます。

全文改正のため、新旧対照表にアンダーラインが引いてございませぬので、わかりにくいかとは思いますが、右側の改正後を中心に説明を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、51ページですが、第1条は、この条例の趣旨規定でございまして、この条例は、高齢者の生きがいと健康増進及び障害者の福祉の向上を図ることを目的とするものでございます。

第2条は（名称及び位置）を定めたものでございまして、第1条、第2条ともに現行どおりでございます。

第3条は（開館時間等）に関する規定でございしますが、条例の技術的な範囲に属する開館時間と休館日につきましては、規則で定めさせていただくというものでございます。

第4条は、（使用者の範囲）を定めたもので、第1項は、使用者の原則を示したものでございます。市内に住所を有する方で、かつ、第1号から第3号までに該当する方についての規定でございまして、第2項は、第1項の例外規定として、市外の方の使用につきましても、一定の制約を設けた上でその使用を認めるというものでございます。

なお、障害者基本法第2条に規定します障害者とは、「身体、知的、または精神の障害があるため、長期にわたり日常生活、または社会生活に相当な制約を受ける者」とされております。

第5条は（使用の許可）に関する規定でございしますが、現行条例では、使用者の範囲の特

例として管理運営上、支障がないと認められた場合についての使用だけに限って、使用者に対して許可申請行為を求めており、その他の場合には、規則の規定に基づき使用簿への搭載のみで処理しているものですが、改正案では、施設・設備を使用しようとする者は何人であっても許可行為が必要であるという原則を定め、実務の上におきましては、従前どおり規則の規定等に基づき、許可申請行為等の簡素・迅速化を図るという形を考えているものでございます。

53ページをめくっていただきまして、第6条は（使用者の責務）に関する規定でございます。これは、現行条例第5条の規定を条文の性質に応じて細分化した上で、第5条第1項の規定をそのままスライドさせて定めたものでございます。

第7条は（使用料）に関する規定で、第1項におきまして、第4条第1項に定める市内に住所を有する60歳以上の者及び障害者及びそれらの介助者が使用する場合は無料とし、ただし、陶芸窯を使用する場合には、1回につき2,000円を納付していただくというものでございます。

第2項では、第4条第2項に規定する者、すなわち施設の管理運営上、支障がないと市長が認めた者については、使用許可を受けた際に、59ページに別表を掲げておりますが、この別表に規定する使用料を納付していただくというものでございます。

第8条は（使用料の不還付）を定めたものでございまして、既に納めていただいた使用料は還付しないという規定でございますが、ただし、使用者の責めに帰することができない理由により施設の使用ができなくなったとき、あるいは使用者がこの条例に基づく規則で定めた日までに使用の取りやめ、又は変更を申請した場合で、市長が相当の理由があると認めるときは還付できるという内容でございます。

規則で定めた日とは、使用日前10日前までに使用の取りやめや変更申請をした場合は全額を、使用日前3日までの場合は5割を還付したいと考えております。

第9条は（使用料の減免）規定でございまして、第1項で、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができるという基本条項を規定し、第2項は、3号立てで構成しておりまして、第1号は、市が主催する行事に使用するとき。

第2号は、下田市社会福祉協議会に登録されている個人、又は団体がボランティア活動として使用するときは、いずれも全額を免除するというものです。

また第3号は、第1号、第1号に掲げるもののほか、公益上、特に必要があると認めるときは5割の減額をすることができるという規定でございます。

第10条は（使用権譲渡の禁止）について定めているものでございまして、これは使用者の責務を定めた現行条例の第5条第2項で規定している事項を条文の性質にかんがみまして、わかりやすいように単独条項として分離させたものでございます。

55ページに移りまして、第11条は（使用許可の取消し等）を規定したもので、第1項は、市長は、使用者がこの条例がこの条例に基づく規則に違反したときや、虚偽の申請、不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき、あるいは許可条件に違反したときなどには使用を停止し、又は許可を取り消すことができるという規定でございまして。

第2項は、使用の停止や許可を取り消した場合に、使用者に損害が生ずることがあった場合でも、市は、それによって賠償の責めを負わないという規定でございまして。

第12条は（入館の拒絶又は退館）を規定したもので、第1号におきまして、他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品又は動物の類を携行する者に対しての、また、第2号は、施設の管理上必要な指示に従わない者に対しては、いずれも入館を拒絶し、又は退館を命ずることができるという規定でございまして。

第13条（原状回復の義務）の第1項は、使用者が、生きがいプラザの使用を終わったとき、または使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならないことを規定し、第2項におきまして、使用者が原状回復の義務を履行せず、市長がかかわって行った場合は、使用者は、その費用を負担しなければならないという規定でございまして。

第14条は（損害賠償の義務）を定めたもので、使用者は、故意又は過失により生きがいプラザの施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないという規定でございまして、ただし、市長が賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでないというただし書きを加えさせていただいております。

第15条は（過料）についての規定でございまして、地方自治法第228条の分担金等に関する規制及び罰則の規定に基づき、詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（ただし、その5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を、また、その他の行為により使用料を免れたものについては、5万円以下の過料を科するものとするというものでございまして。

57ページをめくっていただきまして、第16条は（指定管理者）についての規定でございまして。

第1項におきまして、市長は、生きがいプラザの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に生きがいプラザの管理を行わせることがで

きると規定し、第2項で、指定管理者に生きがいプラザの管理を行わせる場合においては、第4条から第6条まで及び第11条から第14条までの規定の適用については、これらの規定中、「市長」とあるのは「指定管理者」とすると読みかえるものでございます。

第17条は（利用料金）に関する規定で、第1項は、第7条の使用料に関する規定にかかわらず、指定管理者に生きがいプラザの管理を行わせる場合においては、使用者は、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金を納めなければならないことを定め、第2項は利用料金は、生きがいプラザの指定管理者の収入として収受させることができることと規定し、第3項は、利用料金の額について、第7条に規定する使用料の額を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるということを規定したものです。

第4項は、利用料金の還付及び減免に関する規定で、利用料金の還付及び減免については、使用料の不還付と使用料の減免を規定した第7条及び第8条の規定に準じて、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めることを規定したものでございます。

第18条は（指定管理者が行う業務の範囲）に関する規定でございます。指定管理者に生きがいプラザの管理を行わせる場合の指定管理者の業務について、使用許可に関する業務、維持管理業務、利用料金の徴収に関する業務、その他市長が必要と認める業務とするものでございます。

第19条は（指定管理者が行う管理の基準）を定めたもので、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に生きがいプラザの管理を行わなければならないという、善良な管理者としての義務を規定したものでございます。

第20条は（委任）規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしたものでございます。

59ページをめくっていただきまして、別表でございますが、この表は、第7条の規定に基づき、生きがいプラザの使用料を定めたものでございます。

使用時間を午前中、午後だけ、午前・午後にあたる場合に区分し、あわせて施設の種別ごとに料金を定めさせていただいたものでございますが、金額を含めまして基本的な枠組みは、現行条例をそのまま受けたものとなっております。

それでは、お手数ですが、議案案件名簿の52ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1項は施行期日についての規定でございます。この条例は、平成18年4月1日から施行させていただくものでございます。ただし、附則第2項に規定する準備行為につきましては、公布の日から施行させていただくものでございます。

附則第2項でございますが、第2項は、指定管理者の指定及び指定に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても、下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づいて行うことができるというものでございまして、この準備行為につきましては、公布の日から施行するものでございます。

附則第3項は、経過措置を規定したものでございまして、この条例の施行の際、現に改正前の下田市高齢者生きがいプラザ条例、つまり現行条例の規定により行われた許可、申請、その他の行為で、平成18年4月1日以降の使用に係るものにつきましては、条例の継続性を担保するため、改正後の下田市高齢者生きがいプラザ条例の規定によりされた許可、申請、その他の行為とみなすというものでございます。

附則第4項は、この条例を施行の日前、すなわち平成18年3月31日までに使用許可を与えた場合の使用料は、使用日が平成18年4月以降であっても、改正後の下田市高齢者生きがいプラザ条例の規定を適用せず、なお従前の例によるものというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 説明の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11時 56分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、当局の説明を続けます。

番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 引き続き、条例改正の説明をさせていただきます。

議第69号 下田市農林水産物処理加工施設条例の全部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度となったことに伴う所要の改正及び条文の整備を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の61ページをお開き願いたいと思います。

全面改正でございますので、改正後の部分の方の朗読をさせていただきたいと思います。

第1条としまして、（趣旨）を規定してございます。

この条例は、下田市の農林水産業の振興に資するため、下田市農林水産物処理加工施設の

設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（名称及び位置）でございます。

下田市農林水産物処理加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。名称、加増野ポーレポーレ、位置、下田市加増野481番地の3。

第3条（開館時間等）といたしまして、加増野ポーレポーレの開館時間及び休業日は規則で定めるとするものです。

第4条（事業）でございますが、加増野ポーレポーレは、次に掲げる事業の用に供するものとする。

第1号としまして、農林水産物等の加工体験及び加工品販売等の提供に関すること。

第2号としまして、地域の振興に関すること。

第3号、前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めたものでございます。

第5条としまして、（使用の許可）の規定でございます。加増野ポーレポーレを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第2項としまして、市長は、前項の使用を許可するに当たり、管理上必要な条件を付することができるという規定でございます。

第6条としまして、（使用の制限）の規定でございます。市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

第1号としまして、管理上支障があると認めるとき。

第2号、使用させることが適当でないとき。

第3号としまして、前2号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるときの規定でございます。

続いて、第7条の（使用料）でございますが、加増野ポーレポーレの使用料は無料とするとする規定でございます。

第8条（使用権譲渡等の禁止）

加増野ポーレポーレの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、加増野ポーレポーレを許可以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでないとするものでございます。

第9条としまして、（特別施設等の禁止）事項でございます。

使用者は、加増野ポーレポーレの使用に際し、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでないとするものです。

第10条（使用許可の取消し等）

市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止をすることができる。

第1号としまして、この条例、又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第2号、偽り、その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

第3号、使用許可の目的、又は使用の条件に違反したとき。

第4号、前3号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。

第2項としまして、前項の場合において使用者に損害を生ずることがあっても、市はその賠償の責めを負わないとするものでございます。

第11条（入館の拒絶又は退館）

市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するとき、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

1号としまして、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、動物の類を携行する者。

第2号としまして、前号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従わない者を規定しております。

第12条としまして、（原状回復の義務）の規定でございます。

使用者は、加増野ポーレポーレの使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第2項、前項の義務を履行せず、市長がかかわって行った場合は、使用者はその費用を負担しなければならないとするものです。

第13条は（損害賠償）の規定でございます。

使用者は、故意、または過失によって、加増野ポーレポーレ及びその附帯施設を棄損、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が賠償することが適当でないとき、この限りでないとする規定でございます。

次に、第14条としまして（指定管理者）を定めてございます。

市長は、加増野ポーレポーレの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に加増野ポーレポーレの管理を行わせることができる。

第2号としまして、前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、第5条及び第6条並びに第8条から第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」と

あるのは「指定管理者」とするというものです。

第15条としまして、（指定管理者が行う業務の範囲）としまして、前条の指定により指定管理者に加増野ポーレポーレの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とする。

第1号、第4条第1号及び第2号に規定する事業に関する業務。

第2号としまして、使用の許可に関する業務。

第3号として、加増野ポーレポーレの維持管理に関する業務。

第4号としまして、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務とするものでございます。

第16条（指定管理者が行う管理の基準）でございますが、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に加増野ポーレポーレの管理を行わなければならない。

第17条（委任）の規定でございます。

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとするものでございます。

本文に戻っていただきまして、議案の第57ページになります。

附則でございますが、附則第1項（施行期日）の規定は、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございますが、次の項目については、公布の日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、（準備行為）の規定がございます。

指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行日前においても、下田市公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例の規定に基づき行うことができるものとするものでございます。

第3項の規定としまして、（経過措置）を規定してございます。

この条例の施行の際、現に改正前の下田市農林水産物処理加工施設条例の規定によりなされた許可、申請その他の行為は、改正後の下田市農林水産物処理加工施設条例の規定によりなされた許可、申請、その他の行為とみなされるものでございます。

以上、大変雑駁な説明であります。よろしくご審議いただきたいと思います。

お願いします。

○議長（森 温繁君） 議第58号から議第69号までについて、当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第58号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

12番。

○12番（大川敏雄君） ただいま議長が、今、文化会館のことに関する指定管理者に対する質問を提起されたわけですが、当局の説明の中で、総務課長が総括的に今回12本の条例改正についての趣旨の説明をされました。したがって、私はその点について質問させていただきたいと思うんです。

午前中の説明では、平成15年に地方自治法の244条の一部改正がされたと。そして公の施設については、管理委託制度から指定管理者制度が導入されたと。これについては、一定の期限立法になっていて、平成18年9月までには施行しなけりゃならなんと。こういう状況の中で、当市は公共施設の利用促進協議会を設置しまして、今年3月、市長は諮問をいたしました。先ほどの説明もありましたけれども、10回ほど協議をして、立派な答申が出ましたと。これを受けて、今回の12本の条例改正の手続がされたんだと理解をしているわけであります。

そこで1つは、これだけ重要なたくさん条例改正の手続がされる場合に、総務課長が説明した、いわゆるこの協議会の答申の内容ですね。これはやはり議員全員に資料で、私は少なくとも委員会付託にされるわけですから、委員会付託まではこの答申の概要について赤裸々に提出していただいて、そして十分なる審議を議員にしてもらおうと、こういう真摯な態度が必要だと思いますが、まず1点それを質問したいと思います。

それから、今回の場合、13の項目について諮問をいたしました。そのうちの12本が条例改正の手続に入っているわけですね。その残りの1つは、例の下田市板戸のプールなんです。これについて、答申もこの資料にありますように、下田市の管理運営方針においても、これを廃止するんだと、こういうことです。

これに伴う廃止の条例の手続はしておりませんが、少なくとも経過からいいますと、あの施設は委託先の住民が2,000万円出し、県が2,000万出して4,000万円で、地元の本当にこの民宿を何とか活性化したい、こういう信念のもとで、地元の大きな負担の中で建設された施設です。したがって、十分これは地元との協議が必要だと思うんです。

これらについて、一体どういう一つの手続がされているかを、今日の状況について、特に地元との協議ですね、これについて説明いただきたい。

それから2点目には、今回の12本の施設の中で7本が既に振興公社に管理委託されています。そして7本のうち5本については、来年4月1日から指定管理者制度を適用したいと、

こういうことです。あとの残りの2本については、蓮台寺パークについては来年9月1日に直営に戻すと。この一番下の爪木崎の自然公園については、来年4月1日にはまた公社管理委託しているけれども直営に戻すと、こういう代物なんです。

特に私が心配するのは、4月1日から指定管理者制度の5つの施設、文化会館ほかですよ。これらの施設について、これを指定管理者制度にすると、来年4月1日から。そこで、あの協議会の答申の内容にも恐らく触れていると思いますけれども、協議会としては、あれを直ちに指定管理者制度にすると、現行の職員、その他困ると、そういう部分もあると思います。

したがって、これは課長が先ほど説明しましたが、これからやるのは手続条例に基づいてやるんですね。やるんだけれども、今、大変心配されるのは、来年4月1日だと。それで公社の職員もいますと。こういう中で、答申の内容では、2年ぐらい猶予を置いて、そして指定管理者制度にしたらいかがなんだろうかと、こういう提言がされていると思います。

私も、それはその程度しないと、混乱を招く可能性が十分あると思うんです。これらについて、当局としてはどのような考え方に立脚して対応しようとしているのかを2点目にお伺いします。

それから3点目に、今回諮問したのは13施設です。今後これに加えて、例えば公民館だとかいろいろなことについて、ほかの施設について、公の施設について、諮問をしてそして対応していくという、そういう考え方があるかどうかをお尋ねします。

この3点を質問します。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） ただいま大川議員からご質問のありました点について、一つ一つ回答をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど今回の条例改正についての共通事項と申しますか、総括的な部分についてご説明申し上げました。その中には、公共施設利用推進協議会等の諮問もさせていただいたという経緯はご報告申し上げました。

十分議員はご承知の上であろうかと思いますが、今回の条例改正と申しますのは、現行条例の中で管理委託規定がなされているもの、要するに管理委託をされているものを限定して、条例改正をさせていただいたというのが現実でございます。

というのはどういうことかをいうと、議員の先ほどご指摘のとおり、平成15年9月2日施行の地方自治法の改正によりまして、3年以内に改めて今回の指定管理者制度を導入しなさいという法のまず趣旨があったわけでございます。

そういう意味でいえば、当市の現状の条例の中で、公の施設の管理設置条例等の中で要するに管理委託等をするよとっているのは、今申し上げた13施設であると。それを法の趣旨に基づいて指定管理者制度にまづもって変更しなければならないと、そういうあれが出てきたわけですね。

その中で、基本的には先ほど申し上げたとおり、地方自治法の趣旨は3年以内と申し上げておりますので、具体的には18年8月いっぱいまでに移行しなければなりません、その年度中途であると非常に管理上問題があるということで、基本的には18年4月1日から施行させていただきますよと。ただし、蓮台寺パークについては、総合高校等の問題もありますのでぎりぎりまで引っ張らせていただいて、9月1日からの法の施行にさせていただくという、まづ経緯があります。

あわせて、要はこの中で具体的に指定管理者制度の導入というのは、すべてが指定管理者制度を導入しなければならんよというものではございませんで、まず基本的には指定管理者制度を導入しなさいと。しかし、物の場合、また性格によっては、直営でもやむを得ない、それからもう一つは板戸温水プールのように廃止という、そういう意味では、3つの手法をどれか選択するというか、どういう形でやっていくか、まづ形態を考えなさいということだと思っております。

そういう状況の中で、この13施設のうち板戸海水プールについては、後ほどまた当然地元の十分な説明、理解も得た上で、廃止なら廃止の方向でいかなければなりませんけれども、その辺はまた申しわけございません、もしあれでしたら、観光商工課長の方から経緯等をご説明させていただきますが、まづもって13施設のうち板戸海水プールについては廃止の方向が答申の中で打ち出され、また市の方としてもその方向で、方針としては今日の資料のとおり出させていただいたわけでございます。

その残りの12施設について、じゃどうするかというところでございます。この残りの12施設のうち、今日の資料にありましたとおり、ほとんど答申とほぼ変わりません。答申どおりの方針で打ち出しております。

要は今回の条例改正は、そういう意味で、具体的にじゃ指定管理者のどういう方法にするのか。要するに、指定をどういう形でやるのかという具体的な運用は、先ほど議員がおっしゃるとおり、今後の手続条例に基づいて原則は公募でありますし、物によっては特別に市長が指定して限定した指定管理者にやらせるとか、そういう手法は出てこようかと思っております、要は今後の具体的な運用方法については、12月以降のそういった部分での議案として上程さ

せていただくような形でいくかとは思いますが、そういう状態の中で、今回の条例改正については、指定管理者制度導入に伴います管理形態をまず条例上整備するという段階のものであります。

そういう意味では、それぞれの委員会に付託して審議される前に、答申の写しを提供するようというご指摘でございますので、それについてはもう答申いただいておりますから、それはもうそういう形で資料としてお渡しすることはできると思います。

ただ、そういう意味でいえば、議員はもうある程度現在の答申の内容をご覧になってご承知だと思います。ここの中においては、とりあえず条例の現行の改正の部分だけで管理形態ということの資料を出させていただいておりますが、この内容の中身においては、現状指定管理者というふうに7本なら7本がありますけれども、そのうちの指定管理者のあり方がそれぞれニュアンスが若干違っているものになっているというのは、議員ご承知の上でご質問をされていると思います。それについては、その答申書をご覧になっていただければ、その辺は書いてあるとおりでございますけれども、そういう意味でいえば、まず扱い方として次に問題になるのが、振興公社の扱いをじゃどうするんだというところだと思います。

その振興公社の扱い方につきましては、答申書によりますと、現在の管理委託をしている振興公社についても、当然本来であれば公募の一つの対象としてやる必要があるわけでございます。しかしながら、先ほど言ったように、手続条例の5条の規定を適用して、議員が先ほどおっしゃった2年間というような文言の表現もされております。そういうような形で、振興公社にもとりあえずあと2年間の猶予と言ってはおかしいですが、そういった研さんする期間を与えなさいというところが答申の内容として盛られているのは事実でございます。そういう状況の中で、指定管理者として等しいかどうか、そういう意味では幾ら振興公社といえども、その是非が問われるという事態に陥っている状況であります。

そういう状況の中で、当然振興公社も改善が求められる状況にあるわけでございます。しかしながら、そうはいっても、既に従来から受託事務で下田市からもう委託している事務がもう大部分を占めているわけでございますので、そういう意味でそういう部分を考えますと、受託内容の評価といいますか、今まで振興公社がすべて言われるままにやってきたけれども、じゃそれが指定管理者制度を導入することによって、例えばの話が効果があるものなのか、採算性があるものなのか、また市民の評価に対応して十分になされている事業なのか、その辺も十分にこれから精査しなければならないと。そういう部分をしてあげないと、逆にそれはまた振興公社にとっても、不安定な状況にもなりかねないというようなこともありまして、

そういう部分で市民の評価システムではないですが、評価を受けさせるような期間も置いて、そして、あわせてそれを受けての指定手続期間、その辺も踏まえて2年というような言い回しで推進協議会の答申はなされているわけでございます。

そういう状況の中で、そういった意味ではその方向に極力沿ったらどうかなというような考え方も当局としては持っておりますけれども、今の段階でそうしますというのは、また、今の条例改正の中では別の形で条例で示させていただくこととなりますので、今の背景はそうなっているといぐらいで説明せざるを得ないというところであります。

それから、他の施設の対応の仕方につきましては、当然公の施設等の範囲のものについては、今後、指定管理者制度にするのか、直営にするのか、また、廃止なら廃止というような形での対応を迫られるだろうというふうには考えておりますが、それはまた今回の法の部分でいって、9月1日までというのは、先ほども申し上げたとおり、あくまでも現在管理委託制度をとっているものだけについて対応するものでありますので、その後は、またそれぞれの状況に応じて改正をしていく必要が出てくるだろうというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） 板戸プールの地元との協議と申しますか、話し合いの部分ですけれども、今年開設中から区の区長さん以下、役員さんとは大分話を詰めてまいりました。相当老朽化しているということと、区の方もやり手はリタイヤした人じゃないといないと、働いている人はなかなか来てくれないと。そういうことで、簡単に言えば大分年寄りになってしまったと。大変だよというような話もございまして、9月に入りまして9月7日早々終了しましたので、反省会というようなことも兼ねまして、板戸の方に出向きまして、役員さんと組長さんを取りあえず対象にお話をしてまいりました。

意見としては、もうやむを得ないという方もありましたけれども、民宿の経営をされている方の中には、東京の方の人は非常にこのプールはいいプールだと言って、評判がいいという方もおまして賛否いろいろありました。そこでは決定的な結論は出ませんでして、10月早々に区の臨時総会を開いていただくということになっております。そこで話がつくか、つかないか。何回もやってもいいと思います、大事なことです。

現状はそういうことになっております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 12番。

○12番（大川敏雄君） 今回の板戸のプールについては、ぜひそういった建設したときのひと

つの地元負担のあの当時の2,000万円というのは大きいと思うんだよ。それを期待して、それで何とか地域を活性化しようという、地元の皆さん方のそういう努力があった。だからそういう意味では、よく地元の意向を尊重しながら対応すべきだと、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、理屈はわかるんです。つまり、今回の条例改正は管理形態を変えますよと、こういうことなんだよね。しかし、施行は来年4月1日ですよ。こう来るから、あと半年しかないんです。半年しかない中で一つの方針を出さなきゃならない。だとすると、もう既に一定のどういう形態で行くんだよという姿勢がなければ、そんなことは実行不可能なんです、半年間で。

そうしますと、これ特に市長、助役。この件について、振興公社に管理委託しているものについて、この指定管理者制度が4月1日に適用していくという場合に、確たる信念と方向性がないとなかなかこれは問題があると思いますよ。

法形態は理解しますよ。形態を変えただけなんだと。しかし、一番肝心なのは施行期日をもう半年先にやるということなんです。そして、現状の公社の職員やいろいろな実態を見ると、大変これはいろいろな大きな問題が内在しているなど。こういうことが十分想定できるわけです。

そこで、私は一定の期間、これらの公の施設が利用者にとってどういう評価をされているかというようなことを含めて、そして公社の現在働いている組織、あるいは働いている皆さんの意識変化をしながら段階的にいかないと、これは大変混乱を生ずると、こう思うんです。

そこで、これは大事なことなんで、市長か助役にこの点についてどういう取り組みを考えているかを、私はお伺ひしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） この指定管理者の問題につきましては、公共施設の利用推進協議会から答申をいただきました。

実施につきましては、来年度の9月というのが一つの目安になります。それから、4月ということもあります中で、答申の中にもありましたように、振興公社が受けているものにつきましては、とりあえずすぐに指定管理者制度を導入するんじゃなくて、いわゆる振興公社に2年間、とにかくやらせてみようというような答申が出ております。

すべてではないんですが、我々はその答申を受けまして、あずさ山の家につきましてはす

ぐ公募をしたいと。市民会館とかサンワーク等と同じではないというような考え方で、管理運営方針を出させていただいています。

当然のことながら、すぐに公募しなければならないものにつきましては、この指定管理者選定委員会というのを立ち上げます。これは助役が委員長でありますけれども、7名の委員でもって、応募のどういう目的で、あるいはどのような運営の仕方をしていただくための公募というような要項をつくりまして、しっかり外に向けて公募していくと。このような形で今のところは考えております。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 大川議員が大変心配をされている公社の職員の身分保障の関係が一番強く言われていることだと思います。これは、今、市長も言いましたように、また総務課長からも出ていたように、2年間は、おおむね今までの管理をさせていただいている施設については引き続き管理をしていただくわけでございますけれども、この振興公社とか、例えば管理公社を持っている各自治体は、やはり指定管理者制度の導入に当たっては大変どこも苦慮をしています。

もともと市の職員等々が出向して管理公社、または振興公社を運営している場合は、職員としてまた戻せばいいんですけれども、下田市みたいに別途その職員として採用した施設といますか、組織においては、これまた大変な事態になるかと思えます。

市の全体の職員を今、定数削減という形で努力している中、じゃ2年後、市民の評価を得たときに、これはもう本当に公社以外の指定管理者を導入してやるべきだというような評価が出た場合に、じゃこの職員の身分はどうなるかというのが一番大きな問題でありまして、ちまたのうわさの中では、市の職員に採用すべきだとか、市の職員に採用してもらえると、このような意見も、また考え方が述べられているということも承知をしています。

しかしながら、意識改革という、さっきお言葉が出ましたように、これは公社といえども、一指定管理者の候補として民間との競争をする中でのいろいろな企画提案をしてもらいたい。確かに、そういう法律改正ができてから、公社の職員は大変努力をしまして、例えば今回の決算の中におきましても、山の家等においては宿泊者が前年対比増となっているような実態もあります。しかし、これは意識の中で、もっともっと努力をしていただきたい。そして、市民の評価も上げていただき、サービスも向上させてもらい、そしてまた経費も削減できる、大変欲張り、難しい状況ですけれども、そういう提案をしていただきたい。頑張ってもらいたい、そういう思いの中の2年間でございます。

ですから、今の段階から混乱が起きないような形にはしたいというふうには思っておりますけれども、やはりどうします、ああしますという方向を示した場合に、公社の職員の意識の持ち方も違ってきますんで、ぜひ2年間は市民評価が得られるような最大限の頑張りをさせていただきたい。その結果でということで、少し早目の段階からそれらについては内部で協議をし、方針を決めたい。ただ、今の段階では頑張っていたきたいという思いしか述べられないと思います。

○議長（森 温繁君） 12番。

○12番（大川敏雄君） 議長が諮った市民文化会館条例の一部をいう項目で、総括的な質問して大変恐縮だったんだけど、私自身はこの質疑応答でいつ、どこでということになると、今度は最終しかないというようなことで質問を設定させていただきました。

ぜひ、ひとつ十分な配慮のもとに対応していただくことをお願い申し上げて、質問を終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

11番。

○11番（梅田福男君） 今、大川議員から総括的な大きなことについては質問がございました。

私は、市民文化会館の使用料についてお伺いします。

今回、提出されたことを考えますと、大変管理者の権限が強くなるのではなかろうかと心配するわけなんです。一例を言いますと、例えば、大会議室を私どもは借りるとすると、結局、昼1時から使用する場合に何かいろいろなものを設置したい場合もあるんです。ところが午前中はもう使っていないにもかかわらず、1時にならないとかぎを開けてくれない、こういう例があります。すると我々は、12時半になるとお客さんもう来ますから非常に困るわけなんですけれども、それもおりていただけない。

またもう一点は、大ホールを使用する場合に、夜の部ですと、我々は7時から開場するんですけれども、6時にはもうお客さんが来てしまうと、そういう格好で、照明、その他の支度をしたいたけけれども、なかなかそれが使用できない。こういう面で、振興公社の方に言ってもなかなか応じてくれない、こういう例があるんです。

そこで市長、我々のやり方が下手だといえ、これ下手なんですけれども、こういう面をどうしたらいいのか。本当に市民サービスのためにやるには、もう少し余裕を持ってもいいんじゃないかと思うんですけれども、この点いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） 文化会館に関してですが、小会議室、大会議室、大ホール、各職員が前もって予約に沿って打ち合わせをしております。その中で、行き届かない面が多々あったと思います。今後、職員に注意しておきます。

それから、申しわけありません。議員のおっしゃっているとおりですので、準備等に関しましては、今後も私どももそうですけれども、前もってどんどん打ち合わせ等をやるように注意していきたいと思います。申しわけありません。

○議長（森 温繁君） 11番。

○11番（梅田福男君） 打ち合わせについて、我々も詳細を言わなかったこともあるわけですが、私どもは党によって月に1回ずつ小さなホールですけれども利用しています。そういうことについて、いろいろ毎月やっていることだからということで打ち合わせもしないような状況もありますけれども、いずれにしても、今後の利用についての、また使用料についての検討をしていただきたいと、こんなふうに思います。

もう一点は、月に1回利用するんだけれども、どうも駐車場がいつもいっぱいなんだと。それで、私どもは大ホールかどこかで使っているのかなと、こう見ると、なかなか人がいない、利用していない。にもかかわらず、駐車場はいっぱいだと。我々が利用したくても、なかなか数台しか利用できないと。こういう状況があるんですけれども、こういう点についても、やはりもう少し気をつけて使う人の立場になってやっていただきたいと、こんなふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） これにつきましても申しわけありません。一応、うちの方の職員が駿河銀行の駐車場、それから職員が入りに立って交通整理をしておるんですが、なかなか駐車場自体が狭いものですから対応できないでおります。これにつきましても、大変申しわけありませんけれども、職員に把握するように言っておきます。すみません。

○議長（森 温繁君） 11番。

○11番（梅田福男君） 結構です。努力ください。

○議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

10番。

○10番（小林弘次君） 大川議員の質問にちょっと関連するわけですが、自分は、12月の条例改正の会議は、体調を崩しまして入院のためにこの審議に参加できませんでした

もんで、多少ちぐはぐな点があるかと思いますが、ご容赦のほどをお願いしたいと思います。

質問の第1点は、この公の施設の管理をめぐって、これまでのいわゆる直営、あるいは管理の一部を公共的団体に委託することができるという、こういう規定から、公の施設の管理については、それぞれの市町村が施設の効果的な利用を促進するために、指定管理者に管理を委託することができるという、こういう地方自治法の244条の2の規定が全面的に変わったと、こういうことから受けて今回の条例改正になったと、こういうふうに理解しているわけでございます。

そうしますと、今後は公の施設の公共団体による一部管理というこの理念は、もうないのかということが質問の第1点目です。

もう一つ、質問の第2点は指定管理者制度にした場合には、本市の経験では、老人福祉センター等を既に指定管理者にしたわけでございますが、1つの公の施設の管理を指定管理者にさせるという場合には、ことごとく議会の議決を得なければならないと思うわけです。自分の理解ではそういうふうに思うわけでございますが、そういう手続は間違いないのかどうか、これが2点目でございます。

3点目に、ただいま今までの説明を聞いていましてもおわかりのとおり、一部委託というよりも、管理が全面的な管理委託に近いもので利用料金を指定管理者に収受させるとか、利用、あるいは使用の許可、不許可の権限を指定管理者に与えるとか、基本的には全面的な管理委託というのに近いと思うんです。だとしますと、これは全体の条例上、やはり管理の実情を、つまり事業の実態を議会毎年度提出する必要があるのではないのかと。

例えば、年度終了後、具体的に言えば、私たちのところでは社会福祉協議会が老人福祉センターというか、これの管理を受けていると、指定管理者でやっている。1年間終わった場合に、どのような管理をしたかという業務の実績報告書を提出させる必要があると思うんですが、その点がどうかということです。

もう一つは、指定管理者制度にする基本的な理由は条例というか、地方自治法上では、具体的というよりも一般論的に、さっき私が申し上げた施設の有効かつ適切な利用を推進するために必要な場合にはという条件つきでの指定管理者制度の導入だと思うんです。本市が指定管理者制度を導入しようとする、あるいは1の施設は指定管理者、1の施設は直営という、これのすみ分けをする基準になるのは何なのかということを確認にすべきではないかと。

基本的には、下田市の職員が三百何人、全体として何人いるか、ちょっと正確にはわかりませんが、下田市の職員が直接管理して市民の負託にこたえて直営することが基本的には僕

はいいのではないのかと。どうしても必要な場合には、どうしてもやむを得ない事情のときには、指定管理者というやり方でおやりになるというやり方が正しいのではないのかというふうに思うわけですから、本市の公の施設の管理に関する基本的な考え方は、直営を基本とするのか、それとも指定管理者として外部委託でおやりになろうとしているのか、この点をお伺いします。

次に、総務課長は大川議員への答弁の中で、一部委託というこの理念がなくなったんだと。したがって、少なくとも条例上で管理の一部を公共的団体に委託するというような規定を定めているものについては、今回触れざるを得なかったと、こういう説明がございました。これにつきまして、現行この板戸の海水プール、海水浴場に関する条例、そして田牛のこの集落排水施設等に関する条例、これらに一部委託という考え方は厳然として残っているわけです。これらについての取り扱いはどうするのか、これをお伺いします。

また、実質的には文化会館のこの条例改正について、議長から質疑をとということでございますが、文化会館のこの条例改正に伴ってすっきりしないのは、平成18年度の4月以降は、この条例改正を受けて振興公社を指定管理者と指定して業務を執行しようとしているのか、この辺がどうも大川議員との議論の中でもすれ違いがあるような感じがしているんです。明確になっていない。

この条例上からいくと、平成18年4月1日からは、一部管理ということじゃなくて指定管理者制度にするんだと。しかも、2年間は振興公社でどうもやってもらうんだと。したがって、端的に言えば、この条例に基づいて、下田市の振興公社が指定管理者として文化会館の指定を受けるというふうなことで考えていいのかなのか。

その場合に、今回新たに条例改正になったのは、利用料金制という問題が今回加わっております。利用料金制というのは、これまでも指定管理者制度の前にもあったわけで、委託料をその施設から上がる料金で充当するという考え方、これが利用料金制ですよね。今回のこの指定管理者制度の改正に伴って利用料金制をとるということになると、文化会館の利用料金というふうなものをどう設定し、委託料にあれするのか。

それと、当然利用料金では、全面的な管理を委託するということについての費用が賄い切れない。実数で言えば、平成16年度の決算数値から見れば、文化会館で上がる利用料金というのは1,200万円弱と、こういうことになるわけです。そうしますと、具体論で1,200万円というものは、管理委託をした振興公社なり、どこかの団体がこれを収受する、受けるわけです。さらに、それではできないわけですから、その管理委託に関する委託料というものはこ

こに出てくる。

そうしますと、管理委託の費用の積算というふうなことについて、これまた果たして、要するに費用の効果的な利用につながるかどうか、こういう点について、その間の関係、例えば文化会館で言えば1,200万円内外の使用料と。それに対して、大体幾らぐらい上乗せさせて管理を委託するのか、当然来年4月からやろうとしているわけですから、もう既に予算編成に取りかかろうという時期でございますから、その点についてのお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

さらに、文化会館等を含めまして、公の施設の利用にかかわる市民に公正で、公平な利用というふうなものが、指定管理者が使用の許認可権を持つことによって、そういうものが損なわれるおそれがないかどうか、最後にお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 質問件数が非常に多いものですから、ちょっと漏らす場合がありますので、そのときはまたご指摘をいただきたいと思います。

私の回答できる範囲内で回答させていただきますが、まず、今回の改正がいわゆる指定管理者制度が一部委託という概念であるかどうかという部分については、あくまでも包括的な管理のものでございますので、一部委託が発生する可能性というものも一方ではあります。例えば、包括的に管理委託をお願いしましても、部分的には例えば警備委託をほかの業者にしなきゃならんとか、清掃業務委託をしなきゃならんとか、そういう部分的な一部委託というものも発生する可能性はあります。要は、基本的には、この条例で定めているのは包括的な管理委託という概念であります。

それから、当然委託方法が決まれば、議会の議決を必要とするんじゃないかというご質問ですが、それはそのとおり手数料条例等で、それから自治法にも定められているとおり、そういう方向性が出れば、当然そういう形で指定管理者が決まれば、議会の議決を求めるという形になります。そこで、議会のチェックが入るという形になります。

それから、3点目の……。

〔「業務報告」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（土屋徳幸君） 業務報告につきましては、当然業者と協議をするときに協定書を結ぶわけですが、その協定書の中には、当然業務報告、管理報告等も市の方に提出するように求める形になっています。そういう形での対応はなされるというふうに考えております。

それから、今後の話ですけれども、指定管理者制度を導入する施設と直営を依然として残す施設と、その区分けとといいますか、その基準はいかにあるかというところがございますが、それはまた、12番議員が先ほどもご指摘いただきました、現在、我々が考えております方向性というものは、先ほど申し上げたとおり、公共施設利用推進協議会の答申に基づいてある程度方向性を見出しておりますので、申しわけございません、後になりますけれども、答申書の写しをまた配付させていただきます。その中に、その方向性についての理由とといいますか、根拠づけも記載されてございますので、それである程度のご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど言った最後のあれですが、そういう意味では、有効な財政的な形成が図れるのかと。要するに、そういう意味でいえば、利用料金制を採用するわけでございますので、議員当然ご承知のとおり、今回の指定管理者制度を導入する趣旨については、民間活力導入や、また民間のノウハウを生かして、市民の福祉の増進等の市民サービスの向上に努める方法で、この指定管理者制度を導入するんだよと。官の力ではなくて民の力も生かしていくべきだという方向性で、今回導入がなされたわけでございます。

そういう中で、利用料金制をとった中にその状況がどうであるのかと、いろいろなケースがあるかと思えます。場合によっては、先ほども申し上げたとおり、全額を委託料で賄うケースもあるでしょうし、場合によっては、全額を利用料金でその財源を賄う場合もあるでしょうし、場合によっては、先ほど議員がおっしゃるように、利用料金は一部入るけれども、大部分は委託料が必要になるんじゃないかというような、それぞれのケースがあるかと思えます。

それらのケースについては、これからの指定手続の中で、いろいろ公募の中で相手の方は事業計画なり、事業計画書なり、また財務計画書を出させてもらうわけでございますので、そういう中で、一番市として有利な、また管理形態上、有利な活用ができるものを選択して、その業者を指定するという形になろうかと思えます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） 文化会館の使用料ですが、管理ははかり知れないということで、1,200万円への上乗せがあるのかどうかということですが、委託が決まった中で協定書、それから規則等で決めていきたいと思っております。

それから、公の施設の市民公正な利用、許認可等でございますが、第19条に指定管理者が行う管理の基準とありまして、第19条、「指定管理者がこの条例及びこの条例に基づく委員

会規則の定めるところに従い、適正に文化会館の管理を行わなければならない」となっております。

今後、審議会の方でも指摘されましたように、市民アンケートをとってやっていきたいと思っております。それから今までと同様、指定管理者と協定書、それから詳しく審議していきながら、規則の中でも決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 指定管理者制度に関連いたしまして、総合福祉センターのお話が出ましたので、これは単年度で協定を結んでおりまして、その中で事業報告書を毎年度提出するという形で規定されていくものでございます。

[発言する者あり]

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） いただいております。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 田牛の集落排水につきましては、指定管理者のできるもの、できないものの規定があるようですけれども、特に学校の関係、それから建築課の河川とか道路の関係、それから下水道の関係がありまして、こちらの方に指定管理者制度を採用することができないという指導がなされております。

私どもの方も、当然田牛の集落排水も公共下水道に準じた取り扱いをこれまでしたし、これからもその方向で進めておくということで、条文の整備に一部ふぐあいがあるとすれば、今回の指定管理者の一括改正議案と別にお願いをしていくことになろうかと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 現在、文化会館の指定管理者の議論をいただいている中で、小林議員から、4月1日から振興公社を指定管理者にするのかという質問であったかと思えます。

再三、この12月には議会の議決を求めるような準備を進めるわけでございますけれども、現段階においては、指定管理者として特に手続条例の中の第5条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等という中で、指定管理者の候補として振興公社を視野に入れております。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 大筋、答弁は大体の現実、実態というのは、行政事務の流れ等、わ

かったんですが、簡単に言いますと、指定管理者制度をして指定管理者がこの施設を要するに金もうけのものとして利用して、一部を除いてすごく稼げるというものじゃないと思うんですよ、簡単に言うと。少なくとも市民の福祉や市民サービスの実現のために必要な施設であって、お金もうけの施設ではないと思います、基本的には。

そうしますと、これは指定管理者にしたからといって劇的に変わるわけでもないし、委託料がすごく少なくなるわけでもないと思うんです。もし、そういうことがあるとすれば、例えば、さっき申し上げましたように、文化会館で現行1,200万円程度の収入しかないけれども、指定管理者制度になったら2,000万円も3,000万円も上がるというのなら、それもまた1つの考えですが、そういうことは絶対に——絶対というのは、余り期待できないと思うんですよ。

そういう点では、指定管理者制度を行ったからといって、下田市の極めて大きな公の施設の管理に要する経費が大幅に削減できるような方向性というものはあるのかどうなのか。一部を除いては、多少その点について、やはり余り過大な期待をしてはいけないんじゃないかと思うんですが、これは自分の意見ですから結構ですが、文化会館の具体例でございますから、利用料金等をあとどのくらい上乘せすることになるのか。

簡単に言うと、指定管理者制度といっても、管理に必要な委託管理、今度は全部委託ですから、管理に必要な費用は全額、下田市が基本的には出すのかどうなのか。利用料金ということはいったとしても、基本的にはそうなのか、この点を再確認したいと思います。

もう一つは、今回総務課長がお話されましたように、条例改正は地方自治法第244条の2の改正に伴って、公の施設の公共的団体に対する一部委託という、こういうものから、それが全部なくなって、直営か、指定管理者かという、こういう制度改正だというふうに説明されたかと思います。

したがって、下田市が条例で公共的団体に委託するというものを全部今回整理したというお話でございました。したがって、自分は、ですから白浜板戸海水プール、海水浴場に関する条例、そして田牛の集落排水施設に関する条例、これらは管理の委託ということを明確に規定しているわけでございます。これらがなへんで、それらが総務課長の説明とは裏腹に、そういうものが隠され、そして無視されたのか。そういうものを触れずに逃げているのか。これは明確に事務執行上のそごだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） まず、1点目の市民文化会館の例を挙げられまして、利用料金を

とるにしても、また指定管理者を導入するにしても、結果的には市民サービスの部分を考えれば、そんなに財政的に効果があるものじゃないだろうというご指摘でございます。

それは、今後手続に基づいて、プレゼンテーションのような形での各競争業者が事業計画、または財政計画を示しながら公募をしてくると思いますので、その中でどういう結果が出てくるのかというのは明らかになるかと思いますが、確におっしゃるとおり、そうは言いつつも、例えばの話が業績を上げるために指定管理者が際限なく利用料金を上げていいかという、そういうものではございませんし、そういう意味でいえば、そういう一定の範囲の中で、今後業者との協議の中でその辺が明らかになってくるだろうというふうに思います。

それから2点目の問題で、今回条例改正をしていない公の施設についての取り扱いが条例として上がってきていない……。

[発言する者あり]

○総務課長（土屋徳幸君） 特に無視しているということではございません。

先ほど、12番議員にもご説明したとおり、これから先、公の施設で今回の条例改正に基づかない部分についても、それは指定管理者制度を導入する形での対応を徐々にしていくという形での状況でありまして、とりあえずは今の形態を、いわゆる管理委託を条文としてうたってございませんので、そういう意味では直営的な形での対応になっておりますので、そういう形で当面はやっていくということでございます。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 質疑の途中ですけれども、10分間休憩いたします。

午後 2時 4分休憩

午後 2時14分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○総務課長（土屋徳幸君） まず、先ほどの答弁で、続いてご質問いただきましたけれども、先ほど基本的な部分でご説明したとおり、今回の条例改正については、現行の条例上、委託管理をしている部分についての条例の改正をさせていただいたというのは、まず大前提でございます。

したがって、それはなぜかという、この自治法の改正によって、9月までに委託管理の

部分を指定管理者制度に導入しなければならないと。もしくは直営ということもありますけれども、そういう形での対応をしなければならないという部分で対応をさせていただいているというところでもあります。

それから、現在のこの13施設、具体的には条例改正12施設の部分について出させていただいているわけですが、これ以外の部分についての公の施設という部分についての取り扱いは、先ほど12番議員にお話ししたとおりでございます、物によってこの指定管理者制度になじむものについては、そういう対応をしなければならない。逆に、だけど一方では、個別法によってそういうものがなじまないというようなものについては、それはそれで、また直営のような形での対応をしなきゃならないと。

そういう形での対応を今後、物によってなじむか、なじまないかの判断の上において、条例との対応をさせていただきたいと、そういうものであります。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） それは答弁としては、地方自治法上のさっきから言っているように第244条の2の改正というものを踏まえて、それはつじつまが合わないと思うんです。地方自治法の第244条の2というのは、公の施設の設置、管理、廃止という、僕が専門家の皆さんにそういうことを言って申しわけないですが、その規定だと思います。

要するに、設置、管理、廃止というこの第244条の2の規定というのは、我々の学んだのは、基本的には、公の施設の管理という地方自治法の長年の精神は、市民に対する、要するに住民に対する公正で公平な管理をするということから直営というのは原則であったわけなんです。しかし、必要上、管理の一部を公共的団体に委託することができるという、こういう規定であったわけです。

ところが、今回この第244条の2の規定が大幅に変わって、要するに公の施設の設置者は、効果的な管理を進める上において必要があるときには、指定管理者を設けて指定管理をさせることができるという全面改正になったわけだ。したがって、理念の上からいけば、一部管理というものは既に地方自治法上からはないんです。一部管理の根拠はなくなっているんです。ですから、一部管理はことごとく、この一部管理の規定は改正せざるを得ない。これは、地方自治法の冷静な解釈をすればそうなるわけです。

もう一点は、公の設置及び管理において、指定管理者制度の導入の規定を設けたからといって、必ずしも指定管理者にすべてしなきゃならないというものではないという。何か呪縛にとらわれていると思うんですよ。条例で指定管理者制度を導入することができる。要す

るに、施設の管理を指定管理者にゆだねることができるという規定をしたからといって、直営でやっちゃいけないという規定でもないし、しゃにむにもう指定管理者にやらなきゃならないという規定じゃないということ、これは自明です。

ですから、そういう点からいくと、あなたの今の答弁は、地方自治法という根本の、市町村の皆さん方の事務の根本的な原理原則に違反する考え方なんです。したがって、今申し上げましたように、一部管理という概念はなくなっているんですよ。ですから、一部管理の概念はなくなっている以上、これは一部委託というこの概念を適用している条例は、ことごとく改正しなきゃならんと、こういうことになるわけですよ。違いますかね、その辺が。おわかりにならないかな、どうも。それについては、もし間違っていたら僕も教えていただきたいと思います。

そこでもう一つは、参考までにお伺いしますが、文化会館に指定管理者を導入して、仮に今後4月から、お話を聞いてみると振興公社を指定管理者として指定し、この管理を行わせるというふうなことにしようとしているようですが、これは議決事件ですから、いずれ12月議会か何かで文化会館の指定管理者についての議案が上がってくると思いますが、しかし、今そういう格好で出されておりますから、来年度の予算編成において指定管理者制度を行った場合に、市民文化会館の指定管理者に対する委託料というのはどの程度になるのか積算していると思いますから、その点を明確にしていきたい。

それともう一つ、一般論として総務課長にお伺いしますが、指定管理者という格好にした場合には、基本的には管理に必要な経費は下田市が全額を出すのかどうなのか。管理に必要な経費ですね。これは全額を出すのか。

強いて言えば、利用料金制ですから管理用に必要な経費、例えば市民文化会館なら1億円かかるとする。利用料金が1,200万円入ると、後の8,800万円をじゃ委託料として出しますという、こういう考え方でいくのかどうかなのか。

基本的には、施設の管理に要する今度は維持管理ですから維持も含めて、あらゆる事務もそうですから、それらに要する、すべての管理を指定管理者にする。私は、この制度をとりますと、今までは基本的には現課で行っていた事務や何かも含めて、全部指定管理者に行くわけですから、むしろ委託料はどんどん膨れ上がって、市財政を圧迫することになるんじゃないでしょうか。どんなものでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） まず、先ほど申し上げたとおり、指定管理者制度を導入すること

になったものについて、すべてが指定管理者制度でなければならないのかということについては申し上げてはいたしません。

要するに、今回の条例改正の中で資料としてお渡ししたとおり、物によっては指定管理者制度を導入し、物によっては直営でいくよという方向性をそれぞれ答申の中にうたわれて、また、うちの市としてもその辺の区分を考慮しながら、その答申を生かしながら、今後対応していく方向性を見出すということでの説明をさせていただいたと思います。何がなんでも指定管理者制度でやらなきゃならんということではないという、物によって施設の内容等によって、状況等によって、それは対応を考えられるということでもあります。

それから、申しわけないんですが、先ほど指定管理者の部分での管理の委託の部分について、包括的という言葉を使わせていただきましたが、物によっては、要するに部分的な部分での管理委託も可能であるという、管理委託ではなくて指定管理制度に基づいた管理も可能であるということでもあります。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 当然に先ほど来、報告していますように、これから指定管理者が決まった場合に、協定書を結ぶようになります。そしてその協定の内容は、手続条例の中にも明確にされておりますけれども、今、小林議員が言われているように、市が支払うべき管理費用に関する事項という事項がございます。当然、これはシビアに、ヒアリングの中で今までの実績も踏まえながら、両者協議の中で決めていく事項であろうかと思っております。ですから、今の段階で幾らになるのかと言われても、これはお答えできません。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） じゃ、総務課長にお伺いしますが、僕が言った板戸海水プール、そして海水浴場に関する条例、そして集落排水施設についての公共的団体に対する一部委託というのは、今後これは根拠法令がなくなったわけですから、この取り扱いについては今後別な方法でやると、こういうふうなことですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 先ほど申し上げたとおり、それぞれの施設、公の施設と言われるものについてどうであるかという部分も前提としてはありますけれども、公の施設の中で、一方ではこの指定管理者制度、個別法によって先ほど申し上げたとおり、その辺の対応が規定されている部分もあります。だから、そういった部分も考慮して今後の公の施設の中で全

体的な……。

[発言する者あり]

○総務課長（土屋徳幸君） 物によっては、要するにそういう意味では、一部の指定管理者制度の対応は、一部指定管理者制度で対応することはできます。

[発言する者あり]

○総務課長（土屋徳幸君） そういう意味で言えば、今までのように委託制度はなくなりますので……。

[発言する者あり]

○総務課長（土屋徳幸君） そうです。

[発言する者あり]

○総務課長（土屋徳幸君） 委託できる範囲のものについては、今後……。

[発言する者あり]

○総務課長（土屋徳幸君） はい、そうです。それぞれの対応できる施設については、条例を今後見直していくと……。

[発言する者あり]

○総務課長（土屋徳幸君） いや、それは先ほど申し上げたとおり、物によって、例えばの話が……。

[発言する者あり]

○総務課長（土屋徳幸君） まず、板戸の海水プールについては先ほど申し上げたとおり、廃止という方向で今のところ考えていますと。それから、そういう意味では追って廃止の条例を上程させていただくと。それは、地元との協議が整った上での前提でございます。

それから、海水浴場の関係については、公の施設ではないという判断で、この改正の対象とはしないという前提で考えております。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

1 番。

○1 番（沢登英信君） 公の施設につきましては、ご案内のように直接直営でやるというのが原則であると思うわけです。しかし、物によっては公共的な団体に委託した方がよろしいというようなことで、この市民文化会館につきましては振興公社に委託はされてきたと、こういう経緯になっていると思うわけですが、これが指定管理者制度という第244条の2項の自

治法の改正に伴いまして、どう対応していくのかという課題に直面をしたというぐあいに思うわけでございます。

そうしますと、この市民文化会館は会館のそれぞれの利用だけにとどまりませんで、この会館を利用して文化事業の振興ということで、教育委員会は10本からのそれぞれの昨年について言えば、葦山時代劇場の第7日公演「たったしはいの夢」とかいろいろな事業を行ってきていると思うわけです。この教育委員会の委託と会館の管理委託との関連はどうかというのが第1点でございます。

それに関連しまして、振興公社では、自らの資金によります自主事業の実施をしております。この市民文化会館の会館を利用して、映画会であるとか、いろいろな行事を市民の文化、あるいは体育向上のための事業を展開していようかと思うわけでございます。これらの関連がどのような形になるのかと。

それらもすべて市民文化会館のこの管理、市民文化会館があるという条件のもとにその利用が成り立っているわけですので、そこの点はどのように理解をしているのか、方向を定めているのかというのが1点目の質問でございます。

そして、この指定管理者制度に市民文化会館を指定していこうということは、やはり公の施設として、市民の文化向上をより一層公平に利用が促進をしていくような方策を当然この中に盛り込んでいこうと、そういうことでなければ直営でやればよいということが当然の結論になってくると思うわけです。

これが振興公社に約2年間ほどの指定管理者制度で設定をするんだと。こういう説明ですので、そうしますと、5条の公募によらないで総体的な勘案をしていくと。振興公社に指定管理者制度を選任して担ってもらうのが適当だという判断をしたというぐあいに理解を当然せざるを得ないと思うわけでございますけれども、そうすれば、必ずしも2年ということではなくて、この管理委託制度からいえば、その期間というのは5年程度が適当であるということになるかと思うわけでございます。何で2年というような規定にしたのかということが第2点目の質問でございます。

そうしますと、現在大ホール等の利用状況を見てみますと、月のうちに5日、あるいは多くても1週間利用があるかないかと、こういう状態だと。これを指定管理者制度等によってもっと利用状況をふやそうと、こういう具体的な課題が当然出てきようかと思うわけですが、この指定管理者制度にするに当たって、具体的にどういう課題を想定して議論をして、この方向に直営ではなくて持っていこうというぐあいに考えたのかと。年間の実施事業、

あるいはこの利用状況の促進というものをどのように議論をしたのかと。市民へのサービス向上させるための方策はどう考えたのかと。

それから、大きな3点目としまして、指定管理者制度でその使用料まで管理している振興公社に収納させるということになりますと、当然、貸せる、貸せない、トラブル等が起きる可能性も教育委員会の恐らく手から離れるということになるろうかと思うんですけども、そこら辺の権利義務のトラブルに対する対応というのはどういうことが想定されるのかと。

あるいは、行政裁判等の訴えに対して、だれが対応をするのかと。指定管理者が対応するのか、あるいは教育委員会が対応するのかというようなところがどうなるのか、明確にしていきたいと思います。

この条例で見ますと、すべての管理の形態、何曜日に貸せる、何時から何時まで貸せる等々につきましては、委員会の規則で定めるというぐあいになっておりますので、ほとんど管理形態が今までと何ら変わらないと、そういう状態になっているのではないかと思うわけです。夜遅くまで利用させるとか、サービスが向上するということは、この使用形態の中からはと現在出されている教育委員会の規則からは、とても想定ができないわけですけども、利用日であるとか、利用時間であるとか、あるいは小ホールについて、あるいは大ホールについてもそうですが、営業的な品物の展示会をやって、そこで即売会をする等につきましては、市内商店に配慮をするというようなことで、原則そういうようなものは認めていないと。会館の運営は市民の文化向上に利用をするということで、そこで販売するというようなことは認めていないわけでございますけれども、そのような規則の改正や考え方の議論がなされているのかと。

あるいはまた、市内の市民の多くのポイントとして、市民文化会館の駐車場の利用促進をして全体の町の活性化を図るべきであるというような課題も、当然出されていようかと思うわけでございますが、これらの点についても、この指定管理者制度に当たってどのように議論がされたのかと、考えているのかと、4点目としてお尋ねをしたいと。

といいますのは、この印象としまして、国の法律が改正になったためにこれに合わせるだけの改正をしたと。指定管理者制度によってより一層すばらしい管理ができるんだというような、当局の意図と意気込みはどの辺にあるのかよくわからないと。そういう点について、5点目、最後としてまとめていただきたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） 大変、申しわけありません。質問が多過ぎて答えているかどうか分かりませんが、今後の目標としましたら、文化事業を含めまして地域固有の文化、歴史、自然を生かし、市民の福祉の増進に寄与するところでございます。

ただ、その施設の老朽化等があるものですから、市民の方々を満足させる施設とは言いがたいものですから、国際交流の推進、文化事業の振興等、なお一層充実させて、旅館組合等と手を組んで、例えば旅館で五木ひろしさんをお呼びいただいて、文化会館でやるような計画が立てられたらいいなと思っております。

それからまた、これがメリットになるかどうか分かりませんが、行政計画に民間手法を取り入れる考え方が浸透してきております。住民ニーズの多様化に対する効果的、効率的対応を図るための民間事業者のノウハウの活用によって、行政が自ら公の施設を維持管理し、運営していくことも、これからの指定管理者の低コストで良質なサービスを得られるという考えでおります。

それから、順番が違ったら申しわけありません。

稼げるか、稼げないか、権利義務につきましては、これから協定書、それから規則で定めて、審議していく必要があると思っております。

それから、2年から5年、公募によらないで選任していく方法があったんじゃないかと。これはありました。それで、うちの方は一応3年という意見がございまして、やっていった中で、いろいろ審議の中で、市民のアンケートをとるのにもう急ぐんだから2年でいいんじゃないかということで、これから市民アンケートをいろいろとりまして、2年たってから業績を見て、また振興公社にするのか、さらにはほかの指定管理者にするのか、可能性を見ていきたいと思っております。

駐車場の利用促進を図っていくのかということにつきましては、これから検討させていただきたいと思えます。

あと管理形態が変わらないんじゃないかと、利用日、利用時間等、変わらないんじゃないかということにつきましても、協定書、それから今度の指定管理者の方と協定書の中で相談していきたいと思っております。

全部お答えしたかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 申しわけございません。議員の中で一番最初だったと思いますが、市民文化会館の当面の、要するに指定管理者の期間は2年というふうに聞いているけれども、

これは5年ぐらいが妥当ではないか、それが何で2年になったかというご質問があったと思います。

それにつきまして、今、生涯学習課長が答弁させていただいたところでございますが、先ほども申し上げたとおり、今回の条例改正の本旨については、要は指定管理者制度導入にかかわる改正でございます。具体的な運用については、これからの手続条例に基づく手続によって、12月なら12月の議会でそれが2年になるとか、5年になるとか、振興公社になるとかという形が論議の対象になるかと思っておりますので、申しわけございませんが、今の段階ではそこまでの、そういう意味では、先ほど12番議員が答申を配付するよということがありますので、その辺の文言が出てこようかと思っておりますけれども、今の段階での論議の部分ではないのではないかというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） この市民文化会館は、皆さんご案内のように、観光会館として、あるいは労働会館として、あるいはまた文化会館としていいですか、市民が、それぞれの分野の人たちが、それぞれの思いで力を結集して建設して運営をしてきた会館であると思うわけです。そういう意味で、これを指定管理者にする、下田市だけではなくて多くのところに、市民文化会館、ないしはそれに似たような名前の会館というはあると思うわけですが、具体的に、一般の民間の業者が指定管理者になって運営しているようなところが実態としてあるのか、ないのか、一点つけ加えてお尋ねをしたい。

それから、繰り返しになりますが、この市民文化会館は、あくまで市民文化会館を使用をしたいと言って利用する人だけであって、その会館を利用して映画会を、自主事業をやるとか、あるいは月に1本、二月に1本ぐらいの自主事業を今もやっていると思っておりますが、それらの振興公社のものは、そうしますと仮定の話になりますが、指定管理者制度でほかの民間会社になっても、そのような事業は振興公社がそこで行うということになるのか、どうなるのか。

言っている意味はわかりますか。振興公社がなくなる以上、公社の独自事業とそれらのものはあるんだろうと思うんですが、そこら辺の見解はどうか。この管理の指定から外れると、振興公社そのものの独自事業、振興公社そのものを解散させるといいですか、解散をするというような方向に進もうとしているのか、どうか。

私は、ぜひ解散というような方向ではなくて、指定管理者として努力できるところは努力して、振興公社が管理する努力をしていただきたい。

そして、民間については、何か公平に並べてどれがいいか公募して判断をするかのような答弁を助役がなされていたわけでございますけれども、ご案内のように振興公社の理事及び評議員というのは、市の管理者の皆さんがそれぞれ入っていらっしゃると思うわけです。ついこの間までは、理事長は市長であったかと思うわけでございますが、そうしますと、当然そこに働く職員が努力しろというようなことではないと思うわけです。その理事や評議員がどういう運営をしていって利用を高めるかということの一番の責任は、理事や評議員にあるんだと思うわけです。その方針に従って公社の理事長や職員が頑張ると、こういう仕組みになっているんだらうと思うんですね。

それは、何か公社の職員だけ頑張れと、理事や評議員は棚の上ですよと、振興公社はどうなってもいいんですよというようなことでは、ちょっと理解が間違っているんじゃないかと思うわけでございますが、そこら辺の見解をあわせて、市長、助役に3点目として再度質問をしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 沢登議員の長らく事務局長をやられておりますから、公社のことはよく詳しく知っている方と思います。もちろん振興公社の職員が頑張りと、それに対して理事、評議員が応援するという姿勢でございます。

ただ、今回こういう形で、指定管理者制度を導入の中でやはり市の幹部といいますか、市長以下、理事として名前を連ねるのはいかななものかというようないろいろな議論をいたしました。その結果、指定管理者制度を導入する法律の趣旨からいっても、市の最高責任者以下が理事になっていること、また振興公社は言うまでもなく指定管理者の候補の一員でもありますからうまくないだらうと。そういう結論の中で、大変申しわけありませんが、市長、私、教育長も理事を辞任させていただきました。

また、大変僭越ですが、議長の方も辞任をいたしまして、民間の方々を中心に積極的な公平な立場から、振興公社のより有効な活用を議論していこうということになっております。

私の答弁の方は以上であります。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） 先ほどいろいろな分野で、一般の業者の中にあるのかどうかというご質問ですが、大変申しわけありません。調査してありませんので、ただ、言えるのは、逆にあるのかなと思っております。

それから、振興公社の件ですが、一応今の振興公社の職員は、難しい機械、雨にぬれたり

すると1億5,000万円もするような機械をいじっております。専門的なことをやっております。ほかの指定管理者でその機械をいじれるのか、結構単独の機械を利用しているところがございますので、ほかの指定管理者も専門的ですので、これからできるかどうかデメリットの方にあると思います。今後検討していく予定であります。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 市民文化会館等に類似したような施設で、他の公共団体が指定管理者を導入しているところがあるか、ないかというご質問があったと思います。

申しわけございません。今、手持ちに資料がございませんので、よろしければ先ほどの12番議員の答申書とあわせて、その辺のデータもそろえて後ほど提出させていただきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 昨年かと思いますが、総合福祉会館の指定管理者制度の導入を既に行っているところだと思うわけですが。その中には、総合福祉会館という老人福祉の中心施設であるということからだと思うんですが、社会福祉法人であることが資格要件等にきっちりとうたわれていると思うわけですが。やはり市民文化会館をそれと比較してみますと、そういう資格要件というものが、この市民文化会館の指定管理者制度の中には全くうたわれていない。市民文化会館がそういう一定の特殊な技術や文化を向上させるというような観点からいって、一定の資格要件を明確にこの条文の中に入れておくべきだというぐあいに考えるわけでございますけれども、その点はどのような見解であったのか、最後にお尋ねいたします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） まず、その辺の部分につきましては、具体的に申し上げますと、本来この自治法の改正に伴います指定管理者制度の導入の対象となりますのは、個人以外の任意団体、それから法人、すべてが対象となりますので、それはそれとしてそういう状況になっております。

なおかつ、その部分において、運用上、特殊な技能やまた技術を所有していなければならんという必要性がある場合には、それはまた選定基準、または公募の中でのその基準の中にそれぞれの条件が付されると思っておりますので、その辺の中で対応できるものはしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありますか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） とりあえず文化会館のことについて、一、二点お聞きします。

まず、3条に委員会規則で定めるといようなのが載っていますけれども、この委員会というのはどういうふうな内容をいうのかをちょっと教えていただきたいんですけれども。

それともう一点、7条に使用料の減免というのがあります、1号、2号、3号というのがありますけれども、僕の理解力じゃ、これ1号と2号と3号がどういうふうに違うのかがちょっとわかりません。

小学校が、例えばやるのに、一方では全部減免であり、一方では5割、一方では3割減免であるという、その基準がこれを読んでもちょっとわからんです。これを簡単にわかりやすく、とりあえず2点をまずお聞きします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） 第3条の委員会規則というのは、これからの読みかえ規定と違ひまして、詳しくは委員会規則、これ委員会規則がちょっと今持っていませんけれども、文化会館の開館時間は例えば9時から夜の9時までとか、休館日は毎月曜日であるとか、その委員会規則の……。

〔発言する者あり〕

○生涯学習課長（土屋和夫君） 教育委員会規則でございます。

〔発言する者あり〕

○生涯学習課長（土屋和夫君） 教育委員会規則でございます。

申しわけありません。第7条の例えば第1号ですが、全額免除に関しましては、具体的に合同の発表会とか、それから子供議会、そういうのが全額免除に当たります。第2号に関して5割の減額ですが、芸術鑑賞、それからシンポジウム等が5割の減額に当たります。第3号でございますけれども、文化協会で行っていただいております芸術祭とか吹奏楽等がこれに当たります。それから第4号ですが、サマーコンサート、これご存じだと思いますが、アメリカの方が来てこちらで一緒にコンサートを行った、そういうのはこれにはまります。それからチャリティーショーなんか5割の減額、これにはまるようになっております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 今ちょっとまだよくわからないんですけれども、同じ小学校がやるのに自分たちが舞台を使って何かやるときには全額なんですか。

〔発言する者あり〕

○5番（鈴木 敬君） 5割なんですか。

[発言する者あり]

○5番（鈴木 敬君） そこら辺のところがちよっとよくわからないんですけども、要するに、例えばシンポジウムだとかそういうのを呼んでやるときに、それを学校の生徒たちがそれを聞いたり、あるいは演劇・観劇だとかいうふうな、生徒が直に出演するんじゃないで、そういうふうなもの鑑賞なりなんなりするときには5割なんですか。2号というのはいくつという意味なんですか。3号は3割、これもよくわからないんです。

すみません、もう1回お願いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） すみません、説明の仕方が悪いものですから。

第7条の第1号は、市の主催で行う場合。第2号は、共催で行う場合でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 大体わかったような、わからないような、これはまた後で具体的に聞きます。

もう一つ、指定管理者制度そのものについてなんですけれども、先ほど来いろいろな方たちでいろいろ議論されていますので、大まかわかったんですけども、一点、指定管理者制度の真髄というのは、これからの施設の運営に当たって、いろいろな民間活力、あるいはさまざまな組織、NPOなり、あるいは振興公社も含めて、いろいろなそういうふうなこれからやっていこうという意欲と、そういうふうな経験等を取り入れながら、施設そのものをより活発にしていこう、あるいはその経営についても、経営内容についても、より向上させていこうというふうなことであると思います。

そこにあるのは、原則競争をさせるということだと思います、いろいろやりたいという人たちを。というふうなことでいうならば、今回の答申は、ほとんどみな振興公社にあと2年間任せようやということでありまして、競争原理が排除されているというふうなところが一番問題ではないのかなというふうに思います。

先ほど、助役は指定するのに当たって、本来公募であれば選定委員会が審議するんですけども、そのときにはさまざまな団体なり企業から事業計画なり、そういう経費、趣旨の予定、そういうふうなものを提出させて、そこで審議するというふうなことで、そこにおいて競争が行われると思うんです。

そういうふうなことがこれから今、公共施設利用推進協議会の答申をそのままやるということになると、そこら辺のところ、振興公社はじゃそのまま何もせずにそのまま横滑りであと2年間いくのかなというふうな、そこにおいて、じゃ振興公社は、昨日と明日とそこに努力を何もしなくてもいいんじゃないのかなというふうなそこら辺の不安というのが1つあるわけです。

やはり振興公社は、ここでもう一回危機感なりなんなり持って、本当に自分たちがもうほかに任せないでおれたちがやるんだというふうな意欲で、これからはそれじゃこういうふうな文化会館を新しく変えて運営していくよというふうな、そういうふうなビジョンなりなんなりが出てくればいいんですけれども、それもなしに、ただ2年間はいろいろな雇用の問題だとか、過去の実績を考慮して公共でそのままいくというのは、何か指定管理者制度の精神に反するんじゃないかなというふうに思っています。

それで、総務課長、今回は管理形態について審議するのであるから、だれに任せるとか等々のことはこの次だよと言いますけれども、現実的に今やらなかったら間に合わないわけでしょう。平成18年4月から制度を実行するというのに当たって、この次の12月議会において、じゃだれを、どこを指名しますというんだというふうなことじゃ、現実的に間に合わないわけでしょう。

今の時点から、もう答申にもはっきり振興公社に任せるとかというのは書いてあるわけですし、今の時点で、じゃ振興公社に任せるとかどうなのかということ議論していかなければ時間的にも間に合わないわけで、この管理形態をとということは、だれが管理するのかという管理主体まで含んだ議論というのは、ここで必要んじゃないかなというふうに思います。

そういうふうなところから、もう一点、2年間ということがありますね。振興公社にとりあえず2年間は任せてみようじゃと。2年間たって、こういうふうに書いてありますね。これは指定管理者制度導入課題と方針という市の文書ですけれども、要するに、「公の施設の管理運営の継続性がどうかの判断期間を2年間と区切り、現行の管理委託者を指定管理者として指定し、2年間の管理運営状況を市民の評価を得た上で、改めて指定管理者の募集に備えるのが現時点での最良な選択であると考えます」というふうなことで書いてありますけれども、2年間のその評価というのを具体的にどういうふうにするのかというふうな、それがはっきりちゃんとシステムとして、こういうふうなことでやるんだよということになれば、2年たったら、またじゃあと2年間このまま続けようかというふうなことにもなりかねませんし、そこら辺のところも、本当に2年たったら絶対にもうこの次は待たなしで

公募でやるんだよというふうなことの方が、本来はそこまで踏み込まなければいけないと思うんですけども、そこら辺のところは2年とあって、またうやむやにならないためのそういうふうな制度保障というのを、これちゃんとする用意があるのかどうなのかというところをお聞きします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 冒頭からいろいろな議員の皆様方の意見を、これはもう当然ではありますが、振興公社をもっと重く見るべきだとか、また今、鈴木 敬議員みたいに、2年間の猶予を与えたのは競争原理を排除する、こういう言葉もされておりまして、大変私も動揺をしています。本当に難しい内容だと思います。これだからそこ、今後本当に今いただいた意見をいろいろな面で議論をしながら、市民が納得いくような適切な指定管理者制度に向けていきたい。今この序盤であります。

ですから、これから何回も言いますように、それは18年4月1日、そういう形になりますけれども、まだ12月に指定管理者、名前、施設、期間、こういうものを皆さんの議決をもって決めていただくわけですから、余り日がありませんことは十分承知しておりますけれども、何としても努めてやっていきたい。

それから、皆さんの本当に相反する意見も、調整もできたらさせていただきたい、そんなような思いで進めていきたいと思います。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 3点ほど質問いたします。

1点目は、今までは振興公社は市長、助役、教育長、議長初め、理事に名を連ねて、実質第2市役所であったわけですね。指定管理者制度に向けて、振興公社が指定管理者になるためには、当然この第2市役所の性質を一変しなければならないわけです。その点、今回、市長、助役、教育長、議長が辞任されたことは、まことに時宜を得たものであります。

しかし、助役の答弁にもありましたように、職員がこの振興公社、そして公の施設を真摯に考えるとき、その中心になるのは事務局長であります。その事務局長は、市の管理職であります。まさに第2市役所の根本的な性質は変わっていないと言わざるを得ません。

2年後、振興公社が公募に立候補するに当たり、その実質的な責任者が市の管理職である。公正な公募になるんでありましょうか。振興公社の事務局長は、市の管理職以外の人材をもって充てるべきであろうと思いますが、その点いかがお考えでしょうか。

2点目は、条文については余り質問が出ていないようなので、条文について質問いたします。

1つは、使用料の減免であります。

使用料の減免は、指定管理者が市長の承認を得て、これを定めることができますとあります。この規定がなければ、当然に使用料を減免するのは市長が減免していいよ、悪いよというのを決めるわけであります。しかし、この条文によって市長の承認を得るとしながらも、指定管理者が利用料金の減免や還付をできるということが可能になるわけであります。

そうしますと、指定管理者の関係する人間ですとか、あるいは指定管理者が行う自主事業なり興行においてメンバーを安くすると。一般市民よりも指定管理者になったところがやるメンバー、会員については安くやるとか、いろいろなことが可能になり、公の施設は市民に対して平等であらねばなりません、それがこの減免規定及び還付を指定管理者がやるということによって、公正さが確保されなくなる可能性があるのではなかというふうに危惧するわけですが、その点はいかがでしょう。

また、つけ足して言うのであれば、今回の条例改正においては、指定管理者に使用料の減免、還付の権限をほとんど与えているわけですが、下田市民スポーツセンター条例のみが指定管理者にその権限は与えておりません。

この指定管理者制度の最大の問題点と申しますか、眼目は、公の施設の使用許可、あるいは料金の回収、いわゆる行政処分を民間に行わせるということが最大の眼目であります。その点でいえば、どの権限までを、どの行政処分までを民間に行わせるかということが最も重要な点になると思いますが、その点で、文化会館でいえば、第14条において、条文を読まさせていただきますと、使用者は文化会館の施設、若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を委員会の査定するところによって賠償しなければならない。今回できた、ただし、委員会、この場合は指定管理者と読みかえるんですが、指定管理者が賠償させることが適当でないとき、この限りではない。

つまり、指定管理者になった民間事業者が文化会館の施設を壊す、あるいは滅失したときでも、それはいいよ、直さなくてもという権限を指定管理者が持つのはいかなものかと。少なくとも施設の維持補修は市が行うわけです。にもかかわらず、施設の損傷、滅失について、その賠償をするのか、しないのかの権限を市長ではなく指定管理者が持つというのは、問題が多いのではないかと思います、その点どうでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 1点目の事務局長もやはり公平公正な立場から、市からの出向を考えるべきではないかというご指摘でございます。

これは、事務局長がいる場合のプラス、またいない場合のプラスマイナスを考えたときになかなか難しい問題ではありますが、しかし、先ほど来申していますように、市長初め、理事を退任した、それから今後の指定管理者としての振興公社の立場を考えたときに、言われることももっともであろうかと思しますので、今後十分に検討して対処していきたいと思っています。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） 指定管理者に対する損害賠償等でございます。現状は、どの程度壊れたのか、どこが壊れたのか、一番指定管理者がわかっておりまして、どの程度の損傷か、機械等、故障の程度等、柔軟な対応ができるということ。それから、指定管理者の仕事のやりやすさを配慮したものでございます。

これから協定書、それから設置要項等で権限の制約を図って見積書をとって分担するような計画を立てております。

指定管理者の使用料減免につきましては、第9条、10条の方で規定してありますけれども、一応公平さが確保されるように、これから協定書で、また同じように規則等で柔軟な対応を図っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 事務局長人事については、ぜひ前向きな検討をお願いします。

それから、損害賠償について、査定をするのは指定管理者でも全く問題ないかと思えます。ただ、その賠償責任があるのか、ないのか。壊したものを賠償しなきゃいかんのか、それとも賠償しなくてもいいよという権限については、それは市が持つべきではないですか。

というのは、施設そのものは市の所有ですから、当然補修義務も市があるわけです。それを壊されたものを指定管理者がいや、いや、壊したって、おまえ直さなくてもいいよと、こういう権限を持つのは、権限を持ち過ぎじゃないかということでもあります。

使用料についても、条例で事前承認が必要とはいえ、減免還付はできますよというようなことを条例で定めれば、当然これは指定管理者の権限を与えるためにこの条文がつくわけですから、この使用料等の減免とか還付については、あくまでも市がその権限を持つべきじゃないですか。そうしなければ、市長の承認があるといえども、完全に市長の許可であればこ

の第17条4項の規定は要らないわけでありますから、これがあるということは、指定管理者の権限が、その干渉があるということですからね。そうしますと、指定管理者が自らの例えば民間団体によっては会員を持っているような団体、あるいは取引先を持っているような団体については、一般の市民よりもより有利な条件を与えてしまうと、こういうことが可能になってくるんじゃないか。それは、公の施設の性質からいけば、不適當ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○生涯学習課長（土屋和夫君） 先ほどの市の所有に権限を直さなくてもよいのかということですが、これに関しましては、我々の教育委員会の方でもかなり論議がありまして、議員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、これから指定管理者と結んだ中で、先ほどから言っただ変申しわけありませんが、協定書の中でこの制約は図っていきたくて思っております。

それから取引先等、有利な条件等、市が権利を持っていくべきではないか、それから還付につきましてもということでございますけれども、これにつきましても、うちの教育委員会の中で審議いたしまして、これからそれを含めまして契約書、それから協定書、設置要項、規則の中で検討していきたくて思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） わかりました。

今後、委員会の審議の中で、さらなるこの審議を進めていっていただきたいというふうに思い、これで質問を終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

○14番（増田榮策君） この指定管理者制度が今度できまして、市内の例えばNPOとか団体等が指定管理者になりたいというような趣旨の申し出が今までにあったか、ないかをお聞きいたします。どうだったのか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 今、市長を含めまして、このところでいろいろ確認をしたんですけれども、今のところないということです。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） そうしますと、この指定管理者制度そのものがメリットは何にもないと、一般の団体やNPOにもないということがあり得るんじゃないかなと。

そこでお聞きいたしますが、この指定管理者制度の最大のメリットは何でしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 現在、手続条例は前回、議員の皆さん方の理解をいただきましたが、今回このような形で、各施設ごとに管理運営をどうするかという条例案の議論をさせていただいているところでございまして、これが皆様の判断で可決をされれば、これはもう新聞の中でも明確に記事になりますし、NPO、TMOを初め、各種団体がやってみようということで名乗りを上げることもあり得るというふうに考えております。

それから最大のメリットでございますが、これはもう再三、自治法の改正から始まりまして、下田市の対応の中で、総務課長が十分にこういうメリットが考えられますということを述べておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） それは助役、ちょっとあれが違うと思うんですよね。結局、この議論というのは、メリットがあれば、これは一般でもNPOでも団体でも、ぜひこの施設をやらせてくれないかと、こういう申し出があつて私はしかりだと思っております。

現状においては、これはほとんどの施設を見ますと、赤字なんですよ。赤字といいますか、採算がとれない施設なんですよ。こうなつてきますと、振興公社がこれを仮に指定管理制度に移行したとしても、結局はこの委託料の問題、先ほど小林議員等が質問しましたけれども、この問題にかかわると思うんです。そうしますと、指定管理者制度そのものが私はメリットが余りないような気がする。

だから結局は、それだったら市民サービスの観点から考えれば、直営でもいいんじゃないかと、この制度そのものを強制的に利用することもないんじゃないかと、直営でやってもいいんじゃないかなと、こういうふうな議論にもなりかねないんで、非常に私はその点がちょっとよくわからないなと思うんですけれども、今の助役の話だと、指定管理者制度をやればやってみようかという人が一般から出ると言いますけれども、僕は逆だと思っておりますよ。

この指定管理者制度をやれば、ああ、こんなものほとんどもない施設だったよと、いや、本当に。とんでもない施設だ、これは。やって損したよということになりかねないから、私はこれ出ないような気がする。結局は振興公社のもとに問題がまた戻ってくるような気がするんです。その辺どういうふうに考えますか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 今回の法改正によりまして、各自治体が今まで振興公社等で管理をしてきた施設、また直営等々でやった部分の一部等々をいろいろ議論の中で、幾つかの施設を限定して指定管理者で公募をやった自治体も数多くありますね。これはもう増田議員もよくご承知のとおりであります。

やはり受ける方も会社といいますか、NPO法人も含めて、利益を少しでも生みたいというのが心情でありまして、いろいろな施設の中でこれは収益が上がりそうだとか、これは収益が上がりそうもない、赤字になりそうだとか、いろいろ各参加をする団体が検討します。その結果、東海道筋等々の自治体では、数社の団体が応募をしてきております。ところが今、言われるように、この下田市で指定管理者制度を導入して公募型にしたときに参加する団体はあるのかという不安はあります。しかしながら、これも挑戦ですからやってみて、ないときにはないで、これはまた別の方法を考えなければならない。しかし、せっかく民間を生かそうという法の趣旨に沿えば、これは挑戦しようという考えですから期待をしています。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第58号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時16分休憩

午後 3時26分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで報告の件があります。

説明員の農林水産課長が急用のため、同課長補佐が代理出席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 父親が危篤なものですから。

次に、議第59号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） この条例は、全部一応調整しながら当然のことだけれどもつくられたと思うんですが、先ほど言いました使用料の減免がこのスポーツセンター条例だけではないんですね。市長、ここで減免については第9条で決められているところだけで、9条が指定管理者への読みかえがないんですよ。

なぜスポーツセンターだけが使用料の減免は市長にあって、指定管理者にはないというふうにしたのかということをお尋ねします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） スポーツセンターについては読みかえ規定がないということで、市長の方がすべてを決定するということでもあります。

〔発言する者あり〕

○観光商工課長（藤井恵司君） ちょっとすみません。

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 3時28分休憩

午後 3時30分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） 失礼をいたしました。貴重なお時間をいただきありがとうございます。すみませんでした。

第17条、利用料金のところの4項の部分ですね。あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとするということで規定してあります。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） わかりました。

しかし、条文としては、ほかの条文がつまり委託のところの規定によってやっているんですが、利用料金のところの規定はあるんだけど、ほかの条文との整合性といいますか、例えば、ここだけを別項目にしたというのはよくわからないんだけど、ここは委員会審議の中でまた検討してもらえばいいけれども、条文の整合性からいけば、同じところでやるべきだというふうに思います。

終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第60号 下田市営蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 今回のこの条例改正は、どうも県の下田南高、北高を統合する新高校の建設と絡んでこの条例が制定されるというふうな意味のお話でございました。これが絡んでいるというのはどういうことでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） ご存じかと思えますけれども、新高校を建設するに当たり、運動場が狭いので蓮台寺パークを市に譲ってほしいと、地主さんからは買い上げてほしいという要請が来ております。それに伴いまして、現在地区の方々、地主さん、それぞれと話し合いをしております。

現在のところ話が煮詰まっておりませんので、ここで条例を出す場合、両方に対応しておきたいということで、18年9月1日をもってこの条例が施行されるということにしてあるのがほかの条例と違うところでございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 蓮台寺パークの運営に当たりましては、観光商工課長はご存じかと思いますが、出発に当たっては公営企業会計で出発した経緯がございます。要するに企業的な見地からつくられたこのパーク、施設であるわけです。

そういう点からしますと、利用料金制でこの蓮台寺パークの運営については、一番僕の見るところでは指定管理者制度にふさわしい施設ではないのかなという感じがするんですが、これが直営という格好です。ここでもう一点お伺いしたのは、指定管理者制度というものを条例上、決めたからといって、指定管理者を採用しなくてもいいと思うんです。したがって、そういう点では、条例制定の原則として、条例の中に指定管理者として管理を委託することができるという規定を定めたからといって、必ずしも指定管理者にしなくてもいいというふうに思うわけです。

そういう点では、特に蓮台寺パークのようなものは指定管理者制度を取り入れて条例制定

をして、実際の管理運営はそういう条例があったとしても直営です。それはなぜならば、市長が効率的な運営をするのに必要なときは指定管理者制度を採用していいという法律の規定ですから、その点で、条例で指定管理者制度をとっていいということは、即指定管理者制度とイコールという関係にはないんじゃないのかということをお自分は思うんですが、その点についてのお考えをひとつ伺います。

その次に、仮にぜひ今のお話は多少一般質問の中で大川議員ほか、詳しい議員の皆さん方が質問したわけですが、自分たちは蓮台寺パークを県がほしいとか、譲り受けてほしいとかという情報はほとんどないんです。ですから、今回決算審査とも関連していますから、そういう情報を議会に等しくみんなに配ってほしいと思うんです。そういう情報、県が譲り受けたいという。

恐らく、口頭ではないんでしょうし、文書や何かであれ、それが一部の人たちには知らされているけれども、私たちのようなものには全くわからないというのは、私たちちょっと余り関心がなかったからかどうかわかりませんが、ぜひ観光商工課長には、その県の要請の何たるかの正確な文書、そして要請のこれまでの対応、こういった経過を議会全員に配っていただきたいと思います。

もう一つは、それと関連しまして市長にお伺いしますが、大川議員等のお話を聞いてみますと、一般質問の中で、蓮台寺パークを県に移譲して、そして下田市も小学生も、そして蓮台寺のお客さんも使えるようにしたいという、こういうふうなことで答弁がされているんですが、これは政策の選択として、県の要請を受けて、私の考えというか、常識的な考えでは、高校教育施設をそのような観光事業の一環として使うとか、地元の小学校や何かに開放して夏休みはずっとそれらに使用せると、こういうことは絶対に不可能なことだと思うんです。あたかもそういうことを実現できるかのように言うのは、おかしいんじゃないのかと。

だとするならば、これは県の要請を断るか、それとも代替の施設をつくるかという、こういう選択しかないと思うんです。その点で、私はむしろ今この問題を考えるときに、県に代替の施設を要求し、そして県には一方はほしいならやると。しかし、下田市は困るから代替の施設をくれと、こういう格好でいかないと、この問題は誤るんじゃないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そこともう一つは、今まで公社がやっていたものを、これからは4月からは直営でやるということは、下田市の観光商工課で来年一夏はプールを運営するという、こういうふうに理解していいんでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） まず1点目ですが、直営でもよいのではないかというご質問ですが、この蓮台寺パークに関しましては、審議会の答申も直営、市の考え方も直営でございます。

次に、県の要請文、それから今までの対応等は、文書にてお配りしたいと思います。

それから、市長にということですがけれども、この施設を観光施設として使わせるわけがないということでしたけれども、ちょっと今、私が交渉している段階でございますが、学校開放ということで何とかお願いしたいということで話を詰めております。できることと、できないことはございますけれども、そういう形で何とかお願いできないかということで詰めております。

今、この条例は4月1日ではございませんで、9月1日ということで、来年の夏はまだ管理委託制度で今の条例のままやりたいという。

〔発言する者あり〕

○観光商工課長（藤井恵司君） はい、そのつもりでございます。

〔発言する者あり〕

○観光商工課長（藤井恵司君） 9月1日という……。

〔発言する者あり〕

○観光商工課長（藤井恵司君） この条例だけそうなっておりますので。

〔発言する者あり〕

○観光商工課長（藤井恵司君） そういうことです。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 子供のプールの問題につきましては、大川議員の方にご質問がありまして、一般質問の中で答弁させていただきました。

県の方に一応子供のプールの部署も含まれておりますので、ここも学校開放の中でやっていただきたいと要請をしておりますが、大変厳しいというふうにお返事はいただいております。

やはり高校のプールとして、地元の子供たちにその部分を開放するというのはいかがなものかということの返事はいただいておりますので、いかにも実現できるかのようにという答弁を私はしていないつもりであります。一応、要望しておるという中で、まだ県の方も、蓮

台寺パークのものにつきましては、これから地主さんとの交渉等も入っておりますので、どのように推移していくかはまだ現状ははっきりしていないというところで、要望だけはしっかり出しておるといふことでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 今回改正された点で、第8条、使用の制限、ここで削除された条文は、1項の保護者の付き添いのない年齢6歳未満の幼児、または酒気を帯びた者、もしくは病弱者であると認めるとき。小学校入学前の幼児等については、幼児の安全面から考えて保護者の付き添いは必要ではないかと思うんですが、これを削除したのはなぜか。

それから、3項の伝染性疾患があると認めるときは使用を許可しないとありますが、これも削除されました。これは伝染疾患があっても、使用しても構わないということになるんですが、これまた不思議な気がするんですが、なぜこの項目を削除したのか。

それから、5項の集団的、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。これは、あそこは売店等があるんで、その売店等に暴力団関係者等が売店を開いてはまずいというようなことの中から、この項目ができたのではないかと思うんですが、これが削除されているということは、集団的、常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる場合でも構わないというふうに方針を転換したのかというふうに読めるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（森 温繁君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） これは、特に指定管理者の問題ではなくて、条文の整備でありまして……。

〔発言する者あり〕

○観光商工課長（藤井恵司君） それは、整理したということで、前2号に掲げるもののほか、その使用が不適当と認めるときということで包括的に条例がカバーできますので、わかりやすくこういうことで整理したということでございます。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） それは理由にならないんじゃないですか。だって、ほかの条文だって、ここでも2項あるわけですよ。極端に言えば、全部のものは1項でいいわけですよ。あと前2号に掲げているほかはと。そうじゃない、客観的に裁量以外に、明らかにこのところはもうだめですよと。それは市長が言えば、6歳未満ならもういなくてもいいよということじ

やないよと。だから、今の答弁じゃ、前2号に掲げるもののほかがあるからと言うけれども、それじゃほかの条文にも項目は要らないじゃないですか、みんな。1つだけ、1項書いて、あとは全部そうです。

そうじゃない、やはり掲げる理由があるんだから。掲げるには掲げるだけの理由があるわけだから、そここのところでなぜ削除しなきゃならなかったのかということですよ、ここを。6歳未満の幼児なんて保護者の付き添い必要ですよ、これ、やっぱり。危ないですよ、これやっちゃ。

それから、暴力団と思われるような人があそこで店を開くのはまずいよという姿勢はあっていいじゃないですか。これを外す理由がわからないんですよ。それから伝染性疾患があるというときに、何で、いや、いや、それを外すんだと。残しておいて何の問題があるのかということですよ。わざわざ条文を削除する理由はなぜかということですよ。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 確かにそういう意味では、個別の条項を削除していて、最終的には前2号に掲げるもののほか、その使用が適当と認められるときで、包括的にそういった意味ではそこで審査するよと、対処するよという形になっております。

具体的にこういう形を削除といいますか、外させていただいたのは、逆に言いますと、6歳未満の幼児だけではない、保護者が付き添うのには6歳未満とは限らない、そういった部分もございますし、また一方では、病弱という部分が適切な表現なのか、またもう一方じゃ、伝染性疾患という言い方が排他的な形での表現になりはしないかと。そういった配慮等々がございまして、こういう整備をさせていただいたということでございます。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 少しすれ違っているんですけども、3項の伝染性疾患については、僕はこれは削除してもやむを得ないかなと思うんですがね。5項は、現実にこういうのが既に新たに来る可能性等を考えれば削除の対象になることもあるのかなと思うんですが、1項の6歳未満は義務づけるということですよ。

つまり、使用者に対して6歳未満は親と付き添いでなきゃ入れませんよと。それは市長の裁量やなんかじゃないですよ。行政の裁量じゃない。6歳未満はもう完全に付き添いしなければならんと。それ以上については付き添いがなくてもあるだろうし、人によっちゃ付き添いで来る人もいるでしょう。それはいいでしょう。しかし、入り口で使用するときに、6歳未満は必ずつけてくださいよと言えるわけですよ。

ところが、この条文がなきゃ、それは市長の判断だ、市の判断だから一々お伺いを立てますというわけにはいかんから、実質的には6歳未満で保護者がいなくても、どうぞお使いくださいということになるわけですよ。だから一々、一人ずつあるたびに市役所へ電話するわけにはいかないんだよ。

だから、ここの条文で管理をしている人が、アルバイトの人かなんか知らんけれども、その人も6歳未満なら保護者がいなきゃだめですと、入り口ではねられるわけですよ。入り口で条件つけられる。それは当たり前じゃないですか。そういう条件を今度つけられないわけですよ。3歳の子が1人で、親がじゃ頼むよと置いて、あんたに任せたからだと管理者の係のお姉さんに預けて、自分はいなくなっちゃうと。それを断れないわけだ、今度は。じゃ、ちょっと待って、市役所へ総務課長に電話して聞いてくるからというわけにはいかんわけだ、置いて帰ってしまえば。でも、これがあれば、もう規則ですからと。6歳未満は保護者必要ですという。これを外す理由がわからない。

病弱者だ、酒気帯びは、あそこで入ってから酒気帯びをする人もいるから、そこは外してもおれは構わないと思うんだけど、この6歳未満の幼児については、3歳の子を連れてきたら、お姉ちゃん頼むよと預けてはまずいよと。預からないよ、うちはと。はっきり入り口で言えると。今までは言えたわけなんですよ。今後は言えなくなっちゃうわけだ。これはうまくないなと思いますけれども、どうですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 確かにそういう意味でいえば、伊藤議員のおっしゃる論理はわかります。かえってそうやって明確にした方が、管理上、非常にしやすいと、一方じゃそういうことも言えると思うんですね。

ただ問題なのは、今現状、私ちょっと申しわけないんですが、現行上の条例でどういうふうに対応しているのかちょっとわかりませんが、一方では、じゃ6歳未満というのをどこで判断するのかと、現実的な問題としてね。

[発言する者あり]

○総務課長（土屋徳幸君） 申告制でしかいけないよということになっちゃうと、じゃ厳密的にその運用ができるのかなという部分で、どうかなという部分もありますんで、その辺も含めて、逆に言いますと、この辺については、じゃ一方、この条例を受けて具体的な運用については規則等を定めて、こういうものについては排除するとか、そういう形での検討もちょっとしてみたいなと、やったらどうかなというふうに考えております。

○3番（伊藤英雄君）　ここで条文直せと言っても、なかなか直しづらいただろうから、その思いはわかるから、何とか逃げようということであれしているんだろうけれども、これは実際上、僕はこの夏も何回も行ったんだけど、窓口で料金している人に預けられたら困ると思うよ。

今まで来ている人なんかは、親がつかなきやならないからといって、おじいちゃんやおばあちゃんなんかがついて来ているわけですよ。今度、条例でよくなったらしいよということになればさ。お兄ちゃんも市役所の総務課長のところへ一々電話入れるわけにもいかないだろうから、そこは今後委員会審議もあるんで、委員会審議で検討してくれるだろうと思って質問を終わります。

○議長（森 温繁君）　ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君）　これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第60号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第61号　下田市営温水シャワー施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君）　質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第61号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第62号　下田市足湯施設条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君）　質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第62号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第63号　下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

13番。

○13番（大黒孝行君）　すみません。今回の条例制定につきましては、いろいろ上級法の整理に合わせたものとか字句の整理が主だと思いますので、ここの中で、第12条、使用者がところで、句点、この句点欠けた部分がなぜかということをお聞かせをいただきたいと思います。

わかりますか。第12条、「使用者が」の次に句点点がなぜ入らなかったのかと。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長補佐（土屋和寛君） 使用の許可を取り消しということですが、この取り消しというのは動詞として使用しております。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） ご指摘のとおり、改正後の第12条、改正前の第11条の対比の中で、「使用が次の各号の一に該当するときは、」を「一に」を「いずれか」に訂正させていただいているわけですが、一方では同じような表現で、第15条の損害賠償の義務のところ、**「使用者が、センターの施設、」**というところの**「使用者」**が点が入っているのと入っていないのの一貫性がないのではないかというご指摘だろうと思います。

確かに、現状はそのようになっております。申しわけございません。そういった意味では、旧改正前の状態をそのまま踏襲させていただいて文言の整理をさせていただいたもので、そういった意味では、第12条と第15条の言い回しは若干異なっているというのは、ご指摘のとおりだと思いますが、そういう形での対応をさせていただきたいということです。

○議長（森 温繁君） 13番。

○13番（大黒孝行君） 若干そういうものに配慮がなされた部分と、欠けている分が後にも39ページの「市長が」の部分にもありますもので、この辺が全文を踏襲して書いたというんだったら、ほかでもなければあかんですよ。そういう答えではいかん。やはりちゃんと目を通してあれをしていかなきゃいかんなど私は感じたものですから、大変格調の低い質問で。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第63号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第64号 下田市農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第64号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第65号 下田市寝姿山自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定につい

てに対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 寝姿山の自然公園というのは、公の施設では俗にいうところの自然公物という格好になるのではないかと思うんですが、俗というよりか、学問上では自然公物という格好になると思います。

そこでお伺いするんですが、現在の寝姿山の管理とこの条例改正後の管理はどのようになるのかお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長補佐（土屋和寛君） 今回の寝姿山の管理につきましては、農林水産課において直営で行っております。改正後も農林水産課での直営で行いたいと思います。

◎会議時間の延長

○議長（森 温繁君） ここで若干会議を延長いたします。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） この寝姿山自然公園の条例には、管理委託の規定が入っていたんですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○農林水産課長補佐（土屋和寛君） 現在の条例では、管理運営の委託が第8条にございまして、公共団体等に委託することができるとありますが、現在の委託につきましては、農林水産課において直営でやっております。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 総務課長、この条例の立て方でございますが、これまでも公の施設の管理については、条例上、管理の一部を公共的団体に委託することができるという規定を設けてあっても、それにかかわらず直営で全部を運営しているところもあるわけです。

今回の条例改正においても、将来的なことを含めて考えた場合に、条例上の規定の中に指定管理者制度を盛り込んだからといって、直営でやってはいけないという根拠は絶対ないと思うんです。そういう点では、僕はさっきから言っているように、条例上の規定の仕方に公の施設の設置管理条例に係る規定の仕方に、1つは指定管理者を設け、1つはうちの条例にはそれは設けないというのは、これ一般論として疑問が残るのではないかとこのことをたび

たび言っているわけです。

ですから今回、仮に寝姿山自然に関する設置管理に関する条例の改正をするに当たっても、公共的団体に委託するということを実は根拠法令、地方自治法第244条の2の改正があったために、それは根拠を失ったわけです。施設管理の公共的団体、機関への一部委託という根拠を失って、かわりに指定管理者制度という今度新しい考え方が出てきたわけです。だから、この手が出てきた場合には、どうしても違法ではないし、管理運営上、条例で指定管理者制度を規定してあったとしても、必ずしもそれに基づいて、何がなんでも指定管理者だということだけでなくもいいのではないかというふうに思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 議員ご指摘のとおりでございます。当初から申し上げたとおり、今回の地方自治法の改正による第244条の2の対応につきましては、要は今回の条例改正の中でまずあるのは、基本的には指定管理者制度を導入するのか、それとも直営でやるのか。一方、最終的には廃止という部分もありますけれども、そういう形での運営体系を決めなさいよという形での対応でございます。

現在、この寝姿山公園設置管理条例にありますとおり、いわゆる第8条で管理運営の委託の部分の条項がございますが、これを外すことによって、結果的にはほかの条例は、例えば指定管理者制度を導入する条例については指定管理者制度の規定を設け、また利用料金の規定も加えさせていただいております。今回のこの寝姿山自然公園については、この管理運営の委託の第8条を削除することによって、それが直営の規定に読みかえられるという形で私は理解しております。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） すみません、1点だけお聞きしたいんですけれども、寝姿山自然公園を市としてはこれからどういうふうにするつもりなのか、そこだけ1点。結構あれ毎年、百何十万円とか使ってやっていますけれども。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 大変すばらしい下田の残された宝であるというふうに思っております。

しかしながら、今のところ大きなお金を投じて整備するだけの余裕がありませんので、今のままの現状でいきたいというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第65号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第66号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 爪木崎自然公園は、現状、振興公社が管理していると思うんです。

爪木崎自然公園については大事な水仙園を含み、花いっぱい運動等の苗の生産等、一定の重要な施設があるし、いわゆるグリーンエリアといわれたところでは、夏季の駐車場経営というふうなものも出ているわけです。

そういう点で、今回の条例改正によるところの直営ということは、今後、公社管理から下田市が直接管理をするという、こういう意思表示なのかどうかお伺いします。

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 4時 4分休憩

午後 4時 9分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○農林水産課長補佐（土屋和寛君） 管理の委託につきましては、改正前第14条に爪木崎公園の管理は財団法人下田市振興公社に委託とありますが、改正後の管理につきましては、直営の管理として考えております。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） 爪木崎のこの保養所、自然公園につきましては、ここの管理は、ご案内のように公社委託と、それから野水仙の園というんでしょうか、そこは観光商工課がしばらく直営でやるとこういうような形で、同じようなエリアにありながら農林水産課と観光商工課に分かれていると、こういう状態であったかと思うわけでございます。しかし、下田市の四季型観光の一つのメッカといいますか、一つの大きな典型となる地域であろうと思うわけです。しかも、振興公社の委託になりました理由というのは、やはり高齢者の雇用の確保

をこういう事業で図っていこうと。

さらに、したがって、収益事業もかつてはこの水仙の球根等があると、直営でやっていた当時はこれ売ることできないと、設けてはいけないと、そのまま端っこの方のごみ捨て場へ置いて腐らせてしまうと。そういうような管理であってはいけないと。やはり土産物として、これは利用できるものであれば利用して、収益の上がる部分のところはお客さんに喜んでいただくような収益項目をつくらうと。こういうことで花いっぱい運動を含めまして、振興公社がここの管理を行うというような形であったと思うわけでございます。

したがって、むしろ観光商工課が管理しておりました野水仙の区域も含めて振興公社が管理をすると。そして、収益事業もきっちり上げて、そこで上がったものは、この爪木崎にまた投資をしていくと、こういう循環が僕はいいいんではないかと思うわけでございます。

既に、温室も建設されてから大分たっているわけでございますので、それらの修理する費用もなかなかないと。こういう現状の中では、なおさらその地域で収益を上げて、上げたものはその施設の修理や整備に充てると。こういう方向を目指すべきだと、こう思うわけでございますが、これ自体は指定管理者制度を適用するというのではなくて、直営でやるというような結論をむしろ出していようかと思うわけでございます。

ということから見ますと、振興公社に委託をしていたという理由と経緯が全く考慮がされていないというぐあいに思うわけでございますが、振興公社に委託された理由というのはきっちりあるわけですので、それらの理由がどう整理されて直営でやるのが最良であるというような結論を出したのか、どういう議論があったのか、明確にしていきたいと思うわけでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 爪木崎の管理の関係につきまして、確かにそういう形で、現状については収益が上がる水仙の部分については観光、また全体的な管理については農水ということでの実際の管理はやられて、一方では、最終的には下田の振興公社の方へ管理委託を任されたのが実情でございます。

それを何で直営に改めたのかというところでございますが、そういう意味でいえば、今後管理形態として公園の管理人を選定いたしまして、一体的な一元的な管理を行っていったらどうかと、そういうような方向性を一応見出しまして、今後、地域の住民、または希望者を積極的に募集いたしまして、一元的な公園管理のサポート体制をつくって、一元的な管理

に向けていきたいというふうな考え方から直営にし、また具体的な、例えばの話が水仙の植栽とかそういった内容についての部分的な業務については、一方では業務委託できるわけですから、先ほど申し上げたとおり、施設の管理はそういう形での指定管理者を持ったとしても、例えばの話が施設の清掃業務だとか、それから部分的なそういう業務については業務委託という道はまた残されておりますので、その辺も踏まえた上で、全体的な一元的な管理という方向性を持った上での今後の対応を検討していきたいという意味から直営という方針をとったというふうに聞いております。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） そうしますと、一番大きな課題は、温室の整備を今後どうしていくのかというような方針と、その財源をどこから得るのかと。あるいはまた、無人売店等の実績が一定上がってきていると思うわけです。あるいは四季の花とかというような形で、それぞれの季節のイメージをあそこで展示をするというような事業を展開してきていようかと思いますが、それらの形態というのは、どういうぐあいに直営になるのかと、引き継がれていくのかと。それとも、そこで従来かつて直営でやっていたような形態に戻るのかと、再度そこを確認したいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） その辺の具体的な運用につきましては、そういった意味では、指定管理者制度の公募ではございませんので、直営という方針を今打ち出しておりますので、それはそれなりに公園の管理人を選任した中でサポートの組織をつくり、その中で有効的な手だてをして活用できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第66号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第67号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） この都市条例の中の敷根の有料施設のみを指定管理者制度にするというふうなことのようにございますが、果たして公園の指定管理者制度というものが公園という性格上から、ふさわしいかどうか極めて疑問に思うわけでございます。

敷根の公園全体の中で、課長が説明されたように、有料の施設と無料の施設があると。有料の施設は指定管理者制度だと。無料の施設は、これは直営というか、建設課が管理するんだと。こういうようなことで、むしろ二元的な管理の——先ほどは一元管理の利便性を語り、今度は二元管理をするんだというのは、こういうことでちょっと支離滅裂じゃないのかなという感じがする。

それはともかくとしまして、敷根の公園のどの部分とどの部分が指定管理になるのか、まず差し当たって教えていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 敷根公園につきましては、有料施設、それから付随ましてジョギングだとか全部ありますけれども、そこを含めて敷根公園全体を指定管理者にしたいというふうなものでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） もう一点、じゃ全体を指定ということですが、例えば有料施設といいましても、現実の実態はジョギングやその他、かなり市民に開放されておりまして、むしろ自由使用のような実態があると思うんです。現実には自由使用。

とりわけ健康広場等は、夜間を含めて比較的自由に使用されているという。仮に指定管理者制度のような格好になって、そういう自由使用が窮屈になるようなことはないでしょうか。これが1つです。

2つ目は、心配するのは、従来の都市公園、とりわけ鶴島城址のある公園とペリー上陸公園等にある公園の管理は振興公社がやっているわけですね。これらの公園の管理というふうなものは、今後こういう指定管理者制度の大波の中でどういう形になるでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 敷根公園の関係でございますけれども、広場を含めた自由使用になっているのが要するに窮屈の支障にならないかというようなご質問ですけれども、この敷根公園につきましては、電気、水道等が一体としてメーター等がありますので、それからあとトイレですね。そういったものがありますものですから、そういったものについては、やはり敷根公園を有料施設も含めた全体として一体で指定管理者に管理させるというものでございます。

それからあとの無償公園、下田公園も含めて近隣の公園、それにつきましては、一応指定

管理者じゃなくてこれは直営で今後管理していくと。その中でやはり公園管理人を指定しまして、それと今の下田公園とそれから隣にありますペリー上陸公園、それから潮見台公園、これについては一応公園管理人を選任して、一元的に管理を行っていくと。

あとの近隣といいますか、地域に密接した公園につきましては、地域住民のサポート的なものを一応考えまして、できる限り経費をかけないような格好で、地域と密接したものでやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 実態は建設課長ご承知のとおり、公園管理については、比較的現場での管理が多いと思うんです。草取りであるとか、あるいは、その他風倒木等の処理であるとか、さまざまな要するに現業的な管理があると思うんです。そういう点では、全体として市の公園も含めて、そういう管理があるから樹木や草花の管理が比較的スムーズに行われているんじゃないかと思うんですよ。それを全体管理から、敷根公園のみ指定管理者制度に移行するということは、公園管理全体のそごを来すんじゃないのかと、ちょっとした危惧を持っているわけです。

もう一つは、さっき申し上げましたように、敷根公園が自由使用のようにみんなが自由にあそこで、行って歩いたり、あるいは健康広場で駆け足というか、要するに陸上の訓練をしたりというようなものは、比較的自由に行われていると思うんですよ。こういうふうなものが指定管理者によって一種の大枠をはめて、おまえらもう使用させないぞとか、こういうことになったら、大変なことになると思うんですが、そういう自由使用の現状からいって、公園のようなものは、敷根公園もむしろ建設課の直営の方が現実に見合っているんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか、課長。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 自由使用といいますか、あの辺のジョギングコース、それから周りの草花等がありますけれども、それにつきましては、先ほどご説明しましたけれども、指定管理者の方の有料施設とかけ離れて管理するのは、これが一体じゃないんじゃないかと。逆に、やはり敷根公園全体を1つの指定管理者制度にして管理した方が、これは一元的にできるんじゃないかというふうな判断で、敷根公園は全体を指定管理者制度に基づく管理というふうなものにさせていただきました。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

1 番。

○1 番（沢登英信君） 敷根公園のこの有料施設部分も、敷根公園そのものも振興公社の管理委託を今まで進めてきたと思うわけでございます。やはりプールにしましても、テニスコートにしましても、その施設があるだけで、市民が十分その利用が図れるかというところを決してそうではなくて、その施設がある上に、さらにそこに指導者、インストラクターがいて、水泳教室を開く、あるいは健康教室を開く、テニス教室を開くというような、そういう利用についての利便を図るシステムがそこにあって、初めてこれがより一層利用がされるという形になると思うわけでございます。そういう点からいって、この指定管理者制度の敷根公園の改正については、その辺をどのように評価しているのかと。

具体的には、やはりこういう施設からいって、ただ単純に一般の競争に付せばいいというようなことではなかろうと。例えばプールについていえば、かつてファーストという会社が管理をしていたと。ところがこれは公社に管理、あるいは直営とするよりも、だんだん委託料が引き上がっていくと。こういう経緯の中で、直営というんでしょうか、振興公社に戻すというような経緯を具体的に管理の形態でとってきていると思うわけです。そこら辺の点をどのように考えてこの指定管理者制度を適用しようとしているのかと。

やはりそういう観点からいきますと、振興公社に2年というようなことで考えられているようでございますけれども、公募によらない指定管理者としてきっちり振興公社を位置づけて、より一層この管理向上の改善を公社の職員、理事の皆さんにお願いをするというようなことがいいのではないかと思うわけでございますが、当局の改正に当たっての見解をお尋ねします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 今現在、敷根のこの有料施設につきましては、振興公社の方が管理をやっておりますけれども、その中で、我々もこの指定管理者制度に向けて、公社の方ともいろいろ話をしております。

その中で、やはり公社として自主事業を含めて、いろいろなはっきり言って努力をされています。それとあと、施設が老朽化になっていきますものから、その辺の経費削減に向けてのいろいろな取り組みも公社の方でいろいろやっています。

そういうことも我々も十分承知しておりますけれども、この指定管理者制度というものが導入された以上は1つの業者といたしますか、ということで位置づけなきゃならないというこ

とで、そういうものがありますものですから、今後先ほどの利用手続の方の関係もありますものですから、その辺の中でまた話を進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第67号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

次に、議第68号 下田市高齢者生きがいプラザ条例の全部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

14番。

○14番（増田榮策君） この高齢者生きがいプラザ条例の中におきましては、使用者の範囲というものがございしますが、当然60歳以上の者とか障害者がこれを利用するということだと思えますけれども、最近では、社会的にいろいろ障害者に対して介護犬というのが認知されて、これをいろいろなところへ連れて入ることがもう常識的になっているわけですが、これについては、建物ですから、こういうものを使用者の範囲で60歳以上及びその介護者というものがありますけれども、こういうものに介護犬ということは明記した方がいいんじゃないかなと私は思いますが、その点いかがですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 身体障害者補助犬法という法律ができて、盲導犬とか聴導犬でございます。ここに、条例の中に明記したらいかがかというご質問でございますが、これは法律の中で、国有施設、あるいは都道府県市町村施設につきましては、この法律に基づきまして、すべてそういった補助犬についての受け入れをなささいという規定になっておりますので、上位法の中で規定されているということで、あえてこの条例には明記しなかったということでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありますか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 今、介助犬の話が出たんで、ちょっと気になったんで質問させていただきますけれども、第12条、入館の拒絶、または退館のところ、この第1項の最後のところに、動物の類を携行する者というのが入っているんですが、介助犬もここに該当するんでし

ようか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） この条例改正の経過の中で、この第12条の動物の類を携行する者というものにつきましての議論がございました。その中での話でございますが、これは前段を受けまして、他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をしという前提がございまして、これらの前提には当たらないという判断をさせていただいたものでございます。

ただ、この介助犬、要するに身体障害者補助犬法に基づく補助犬につきましても、何らかの事由でこういった行為を及ぼさないとも限らないと。そういった場合には、当然その辺についてのこの条例に基づく対応ができるということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） ちょっと言葉の問題で申しわけないんだけど、他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をし、「若しくは」という、この「若しくは」という言葉は、これら以外にというふうに読むんじゃないですかね。

だから、例えば他人に迷惑となる行為をし、及びとかいうのであれば、それに引き継ぐんだけど、「若しくは」という言葉は前を切っているんじゃないですか。つまり、行為をしない者、これらに該当する……そうじゃないか、「若しくは」というじゃないの、「若しくは」というのは。

そうじゃなくて、これは要は迷惑になる行為をしなればということですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 「若しくは」という接続詞でございますけれども、これは前段を受けまして、他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をしという完結行為を示しているものでございまして、「若しくは」これらに該当するということは、これらというのは、前段の他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる行為をしというものを受けているものでございまして、これらについてはこの第12条で規制ができるということでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議第となっております議第68号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

次に、議第69号 下田市農林水産物処理加工施設条例の全部を改正する条例の制定について

てに対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） これは無料施設でございまして、無料の施設における管理委託、指定管理者ということですが、加増野ポーレポーレで仮に市内の加増野以外の人たちが利用させてくれといったようなケースでも、これは無料という点は混乱は起きないでしょうかね。

○議長（森 温繁君） ここで10分間休憩いたします。

午後 4時35分休憩

午後 4時40分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○農林水産課長補佐（土屋和寛君） 加増野ポーレポーレの使用料ということで、現状では第7条に無料ということにありますので、だれもが使用してもいい施設だという形になります。実質的には、加増野農林水産物処理加工施設という中で建設された施設です。地元負担金も寄附金として約400万円ほどもらった施設だということで、実際の運営とかそういったものについては、加増野区で運営しているのが実態でございます。

しかしながら、先ほども申しましたとおり、条例上、無料とするということで明確にしたということは、この施設はだれもが希望すれば使っていい施設だと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第69号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

◎議第70号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第70号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（土屋徳幸君） それでは、議第70号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案案件名簿の58ページ及び説明資料の66ページをお開きください。

提案理由といたしましては、まず、本条例は消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者、または救急業務に協力した者に係る損害補償、消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償、水防法第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長、または水防団員に係る損害補償及び改正前の同法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法第84条第1項に規定する応急処置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的として制定されているものであります。

今回の改正は、「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成17年法律第37号）が平成17年5月2日に公布されたことに伴い改正するもので、水防法の一部改正による条文の整備であります。

改正の内容につきましては、説明資料の66ページからご覧ください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものであります。

まず、改正前の第1条（目的）の中の水防法第34条の規定は、（居住者等の水防義務）として、水防管理者、水防団長、または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは当該水防管理団体の区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防に従事させることができることから、この従事させた者に対する損害補償を規定しているものであります。この規定の条がこのたびの同法の一部改正により第34条から第45条に移動したことに伴い条文の整備を行うものであります。

続いて、改正前の第2条（損害補償を受ける権利）の中の水防法第17条の規定は、第1条でご説明した（居住者等の水防義務）を規定したものであります。この規定の条もまたこのたびの同法の一部改正により第17条から第24条に移動したことによる条文の整備であります。

続いて、附則であります。この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議第70号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番。

○11番（梅田福男君） 1点お伺いします。

この消防団員ですけれども、団員の数というのは地域によっていろいろ問題もあろうかと思えますけれども、条例に適しているのか、条例に合った団員がいるのかどうか、その点をお伺いします。

それから、この条例、今定員の多いところもあるわけです。私どもの住んでいる広岡地区なんか多いわけですが、こういうところの多い中では、新規採用するなという団長……、上部の人の命令があるというんですけれども、こういう点について、採用するな、団員を入れるな、入れなくてもいいと、こういう点について、当局はそういうことを知っているかどうか。

もう一点は、この消防車。消防車を月2回清掃するわけですが、月末に、消防は緊急でありますのでポンプの中にガソリンを補給するわけなんですけれども、その補給もするなど、しなくてもいい、いっぱい入れなくてもいいと、少しでいいと。それは財政が厳しいものですから、そういうふうになっているということなんですけれども、緊急のときに出動するものに対して私は入れておくべくだと思うんで、この点は市はどう感じているのか。団長自体がそういうふうになっているのか、市で命令したものなのか、その点をお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） まず1点目の消防団員の定員でございますが、条例上は、現行条例では440名という条例の規定になっておりますけれども、現実の部分でいえば440名に満たないような状態には確かになっております。

それから、2点目はすみません、ご質問の内容をちょっともう一度お願いしたいと思います。

○11番（梅田福男君） 要するに、消防団の多い地区ですね。消防が不足しているところがあれば、多い地区もあるんです。そういう多い地区の方々を不足しているところへ持っていくことを考えないか、あるいは合併するとかということを考えていないのかということでございます。

○総務課長（土屋徳幸君） 2点目のその部分につきましては、確かにそういう形で、最近の情勢からいたしますと、消防団員の確保が非常に場所によっては難しい状況のところがございます。そういう部分を含めまして、今後はそれを統合等によって、組織の弱体化を招かな

い形の中で団員の確保を検討していきたいというふうには、今、方向性としてはなっております。

申しわけございません。あと3点目のガソリン、消防車に常にガソリンを満タンにしておくべきではないかと、緊急性があったときに出勤できなくては困るんじゃないかという部分につきましては、実態がちょっと私は、満タンにしていないということ自体が申しわけございませんが、ちょっと把握しておりませんで、何とも言いようがないんですが、財政的な部分もあってそういう形になっているのかなというところは推測としてはできますけれども、市の方針といたしましては、できれば今ご質問のような形で対応できるような形で、今後はもってきたいというふうに検討してみたいと思います。

○議長（森 温繁君） 11番。

○11番（梅田福男君） 先ほど申したんですけれども、要するに多いところでは採用しなくてもいいと、新規団員は入れなくてもいいと、こういうお話があるわけなんです。

ただ、現場の方に言わせると、今採用しなくてもいいけれども、今後一、二年のうちに採用したいというときはもういなくなっちゃうんだと。彼らはほかへ就職しちゃうとこういう心配があるというんで、この点はいかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） いずれにしましても、現実、議員ご承知だと思います。団員、そういう意味では、若い人たちがどんどん減っている状況の中で、また就業先もかなり厳しい状況の中で、下田市の場合にその消防団員として活用できる、活動していただけるような年齢層が非常に少なくなっているというところは現実でございます。

そういう状況の中で、やはりそれはそれといたしましても、440名という定員はありましてもそれは若干減らすにしましても、それぞれの地域の消防団活動に支障がないような形で統合なりなんなりということの中で、できるだけ広範囲に活動できるような形での体制を整えていきたいというふうには考えております。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第70号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 4時49分散会